シンポジウム報告

事件報道と開かれた司法

～裁判員制度実施を控えて～

このシンポジウムは、放送倫理検証委員会が、光市事件の裁判報道や香川県坂出市の祖母・孫殺害事件をめぐる報道、さらに、これらの報道のあり方と裁判員制度を議論する中で企画された。

そして委員会発足１年を機に、ＢＰＯと東京大学大学院情報学環との共催により、５月３０日（金）午後、東京大学構内にある情報学環・福武ホールで開催された。

参加者は、全国の放送局や新聞・雑誌などのマスコミ関係者、最高裁、日弁連など法曹関係者、東京大学を始めとする研究者や各大学の学生など２６３名に上った（新聞、放送各社からの取材は１６社２４名）。

このため会場のメインホールに加え、定員を超えることも想定してあらかじめ用意したモニタールームも満席となった。また予定していた時間を大幅に超えて４時間に及ぶ活発な議論が交わされた。

パネリスト

濱田　純一
（はまだ　じゅんいち）
**【東大理事・副学長
BPO評議員】**

1950年生まれ
東大大学院法学政治学研究科を経て90年法学博士。東大社会情報研究所長、大学院情報学環教授、大学院情報学環長・学際情報学府長などを歴任。05年4月から東大理事・副学長。

立花　　隆
（たちばな　たかし）
**【評論家
BPO放送倫理検証委員会委員】**

1940年生まれ
64年、文藝春秋社入社。67年東大文学部哲学科に学士入学。この頃から文筆活動を始め、巨大な権力、組織の徹底究明のジャーナリズム活動で知られる。主な著書に「田中角栄研究」「宇宙からの帰還」「脳死」など。
東大大学院情報学環特任教授。

友井　秀和
（ともい　ひでかず）
【NHK解説委員】

1967年生まれ
89年ＮＨＫ入局。岡山放送局、報道局社会部、高松放送局で記者、デスク。04年社会部デスク、07年から解説委員（司法・事件担当）

渡辺　興二郎
（わたなべ　こうじろう）
【テレビ朝日取締役報道担当】

1948年生まれ
72年テレビ朝日入社。ワシントン特派員、「ニュースステーション」プロデューサー、報道局コメンテーター、現在民放連報道小委員長も務める。

三木　賢治
（みき　けんじ）
【毎日新聞論説委員】

1948年生まれ
73年毎日新聞入社。警視庁キャップ、社会部デスク、「サンデー毎日」編集長などを歴任。著書に「事件記者の110番講座」「報道される側の人権」（共著）など。

コーディネーター

吉岡　忍
（よしおか　しのぶ）
**【作家
BPO放送倫理検証委員会委員】**

1948年生まれ
早大在学中から執筆活動を始める。87年の日航機墜落事故を描いた「墜落の夏」で講談社ノンフィクション賞を受賞。他の著書に「日本人ごっこ」「M/世界の、憂鬱な先端」など。07年関西テレビ「発掘！あるある大辞典Ⅱ」捏造問題で調査委員会メンバー。

目　　次

Ⅰ　開会のあいさつ……1

Ⅱ　討論

１．メディアはどう伝えてきたか……3

２．事件報道の役割と公益性……16

３．事件報道は裁判員に予断を与えるか……22

４．過熱報道はなぜ起きるのか……34

５．問われるメディアの取材力……42

６．裁判員制度下の報道と開かれた司法……54

Ⅲ　閉会のあいさつ……65

Ⅳ　参考資料……67

開会のあいさつ

BPO放送倫理検証委員会
委員長　　川端　和治
（弁護士、大宮法科大学院教授）

本日はご多用中のところ、このようにたくさんの方々にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

放送倫理・番組向上機構の中に設けられました放送倫理検証委員会は、この５月でちょうど発足１周年を迎えたわけでございます。この間のさまざまな案件の討議の過程で、事件報道と裁判報道について、残された問題、解決されなければならない問題があるのではないかと考えておりました。

また一方で、われわれがいわば高みから放送倫理を振りかざしていろいろな意見を言っても、それが番組の制作現場に本当に届いていなければ何も意味がないのではないかという思いも強くしておりまして、委員の間でそのような話をしておりました。

そこで、東京大学の大学院情報学環と共同でこのシンポジウムを開催することにいたしました。「事件報道と開かれた司法」というテーマで、皆さんと率直な意見の交換をすることにより、これからの放送倫理検証委員会の意見に、それを反映させていきたいし、またわれわれが考えるような事件報道、裁判報道のあり方というものが制作現場の皆さんに伝わるようにもしたいと思っております。

きょうはその意味で自由で率直な意見交換をできるだけ皆さんとしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

討　論

１．メディアはどう伝えてきたか

○吉岡　寒いですね。地球温暖化ってほんとかよ、と茶々を入れたくなるような気候ですけれども、たくさんお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。さっそくシンポジウムを始めたいと思います。

川端さんのお話にもありましたが、ＢＰＯの放送倫理検証委員会が発足して１年が過ぎました。私もその一員としてさまざまな審議や審理に関わってきましたけれども、あらためてテレビの、あるいはマスコミというものの影響力の大きさを考えさせられた１年でもありました。マスコミ一般に対する視聴者や読者の目も、一段と厳しくなっています。そして、メディアつまり送り手と、視聴者あるいは読者という受け手、その両方がさまざまに相互に影響し合いながら、よくわからない方向に行きつつある、そういう不分明な時代にわれわれは生きているということも感じてきました。

こういう問題を考える際に、どうしても事件、事故、あるいは裁判の報道の重要性を考えざるをえないと思います。日々の出来事の報道はメディアの中心的な仕事ですが、特に速報性、広汎性、インパクトの強さなどでほかのメディアに優越するテレビは、市民の意識に直接的に伝わり、働きかけ、世の中の雰囲気や趨勢を左右する力を持っています。

さて、来年、司法制度改革の一環として、裁判員制度のもとでの裁判が開始されることになっています。公正、公平な裁判を実現するためのマスメディアの役割とは何なのかが、あらためて問われることになります。表現の自由、知る権利はマスメディアにとって最も重要なものですが、それらは裁判の公正、裁判の公平さとどう関わるのか、こういう問題をいまのうちにきちんと議論しておくことが、送り手と受け手の双方、社会全体から要請されています。

しかし、最初に明らかにしておきたいのですが、この司法制度改革というものは、まず司法が開かれること、改革されることが眼目なのであって、メディアの問題はそこに深く関わりますけれども、まず司法の改革が何よりも大きな課題であることは押さえておかなければならないと思います。近頃の論議を見ていますと、裁判員制度に伴うメディアの改革だけが語られるような風潮がありますが、まず改革されるべきは司法であるということ、それを忘れるわけにはいきません。ですから、きょうのシンポジウムもメディアの問題だけに集約しないよう、気をつけたいと思います。

とはいえ、もちろんマスメディアは現在、さまざまな問題を抱えています。ここで皆さんにご覧いただきたいのですけれども、事件や事故、あるいは裁判といった報道の中で、メディアはどういう問題を起こしてきたのか、その概略を短いビデオにまとめてありますので、ご覧いただきます。

ＶＴＲ（４分１７秒）

毎日のように起きる事件。特に社会的な関心を集める事件であればあるほど、テレビ番組では多くの時間を割き、連日、集中的に取り上げる。しかし、番組の作り方によっては時として大きな疑問が投げかけられることがある。

１９９４年6月２７日、松本サリン事件。

長野県松本市の住宅街で神経ガスのサリンがまかれ、死者７人、負傷者およそ６００人の被害を出した。警察が被害者であり第一通報者でもあった男性の自宅を家宅捜索し事情聴取もしたことから、この男性を犯人扱いする報道が始まった。翌年、オウム真理教の犯行であることが判明するまでこの男性は疑惑の渦中に置かれた。メディアが警察の情報に乗ってしまった冤罪事件として大きな禍根を残した。

１９９８年7月２５日、和歌山毒物カレー事件。

和歌山市園部地区で行われた夏祭りの会場で、提供されたカレーに亜ヒ酸が混入され、４人が死亡し、６３人がヒ素中毒になった。無差別殺人として世間を恐怖に陥れた。のちに保険金詐欺とあわせて容疑者の女が逮捕され、１審、２審とも死刑判決が出ているが、逮捕前から容疑者の家には連日１００人を超える取材陣が殺到、容疑者から水をかけられるといったトラブルも起きた。

２００６年、秋田連続児童殺害事件。

４月、秋田県藤里町で小学４年の女子児童が川で死亡しているのが見つかった。５月には近所の小学１年の男子が殺害された。６月、死亡した女子児童の母親が逮捕されたが、メディアは、逮捕前から容疑者が身を寄せていた実家に殺到、外出のときも追いかけるなど、周辺住民から取材に対する苦情やトラブルが相次いだ。そのため、取材各社はメディアスクラムを避けるため、自粛を申し合わせる事態に至った。

２００７年１１月１６日、香川・坂出３人殺害事件。

香川県坂出市で祖母と２人の孫が行方不明となった。１１日後、祖母の義理の弟が逮捕され、３人は遺体で見つかった。その間、被害者である女児姉妹の父親が苛立ちからマスコミに憤る姿を繰り返し放送したり、父親を犯人視するようなコメントがされるなど、テレビ報道のあり方に疑問の声が上がった。

こうした中、１年後に実施される裁判員制度。事件報道のあり方がこれまで以上に厳しく問われることになる。犯人視報道はどこから生まれるのか、事件報道、裁判報道は裁判員に予断を与えることになるのか、そして、報道の自由、知る権利をどのように確保していくのか、大きな課題が横たわっている。

○吉岡　事件や犯罪は、私たちがどんな時代、どのような社会に暮らしているのかを、もっとも端的に表わしているのではないでしょうか。それらをどう報道するか、何を伝えるかもまた、この時代と社会のあり方を表現しています。こうした報道に携わる記者やディレクターは、日々活動しているマスコミの中ではいわば花形、本道を歩んでいる人たちでもあります。

ここからパネリストの皆さんにお話を伺います。事件や裁判の取材の中で、ご自身がこういう経験をした、そのことを通じてあらためてこんな問題を考えるようになったということを、具体的にお話しいただきます。

ＮＨＫ解説委員の友井さんから、まずご自身が経験された事件報道、犯罪報道についてお話しいただけますか。

権利を侵害する側の存在

○友井　私は岡山放送局、東京の社会部、高松放送局、また社会部を経て、去年から解説委員をしております。その中では裁判の報道を一番長く担当しました。先ほどのＶＴＲを見ましても、何で記者をやっているのかと言えば、それはやはり少しでもお役に立てればということが多分みんなあるのだろうと思うのですが、それが権利を侵害する側の存在として受け止められるというのは非常に忸怩たるものですし、そんなことはあってはならないとＶＴＲを見ても思います。

そして、裁判員制度と取材報道ということでは、これまでどうしてもテレビの中、新聞の中の出来事だった事件や事故が、一般の人が直接判決を出すという強烈な体験をすることになるわけです。そうしますと、裁判員という経験を通じて事件や事故に対するものの見方が、社会全体として変わっていくのではないかということがありますし、それだけ報道の役割というのは大きくなるし、また期待される水準も高くなるのかなと思っております。

自分自身の経験でということですが、高松でデスクをしていたときに、保育園の園長が、預かっていた子どもに対する殺人罪で起訴されて、本人も認めて有罪が確定するのですが、これが当初、解剖の結果が突然死の疑いと出たのです。

○吉岡　２００２～３年の事件ですね。

○友井　そうですね。それで、当初、アザもあるというので警察も捜査を始めるのですが、突然死の疑いという解剖結果が出て、捜査は止まるわけです。一方で親御さんにしてみれば、こんなにアザがあっておかしいじゃないか、あるいは事前にも虐待のうわさがあり県が立ち入り調査をしていたということもあって、それはおかしいじゃないかと訴えたわけです。実際、民放のワイドショーではおかしいじゃないかと連日報道して、私どもも、告訴したという動きを伝えることは伝えるのですが、一方で突然死の疑いという結果が出ている中で、園長をそういう意味では犯人視するのはやはりまずいだろうということもありました。それと、しかし一般的に考えておかしいじゃないかということとの、どこまでどう両立するのかというのが非常に難しい問題で、逮捕されたり起訴されたり、裁判の過程でもなぜ県が調査しながら防げなかったのかとか、そういう問題点もやりました。しかし、どの時点でどこまでやるべきだったのかについては、今もって、これだというところまでは至っていないという問題があります。そこは、私どもは犯人を処罰するといったことを考えて報道しているわけではなく、どうしたらこういう事件がなくせるのだろうかということがベースにあるわけで、その中でどこまで自分たちの役割が果たせるのか、どこまで報道すべきなのかということを非常に考えさせられたケースです。

○吉岡　ちょっと伺いますが、事件報道の場合、どこまで踏み込んで放送するかですが、僕ら視聴者は何となくＮＨＫと民放は違うなと感じているんですよ。そう思っているんですが、ＮＨＫの中にいると、そのあたり、どういうふうに違うんですか。

○友井　そこは明確に決まっているものがあるわけではないと思います。それこそ私どもの受ける批判は、要するに中途半端じゃないかという・・・

○吉岡　踏み込まないと。

○友井　そういう批判も受けます。かといって、犯人視というか、私どもが有罪の判断を出すとか、そんなことはゆめゆめあっちゃならんことですし、やはり一番考えるのは材料の提供ということですね。なぜ、こういう事件が起きたのか、どうしたら防げるのだろうかということを考える材料を提供できればというのが、まずベースになりますね。

○吉岡　またあとで詳しく伺いますね。テレビ朝日の報道担当取締役というたいへん硬そうな肩書きですが、渡辺興二郎さん、お若い時はたくさん失敗をされたと思うのですけれども、事件報道、犯罪報道をめぐって、これだけは思い出したくないということを、ここで思い出して話していただけますか。

錆び付いていたアンテナ

○渡辺　２つのことを申し上げたいと思います。ひとつは、いわゆるロス疑惑、三浦

和義元社長の案件です。これは私個人というよりは、マスコミ全体がどう関わって、どのような問題が提起されたのか、ということです。ロス疑惑というのは１９８１年に起きました。今から２７年前です。奥さんが殴られ、後日銃撃され、その１年後に亡くなりました。それから４年たって三浦元社長が逮捕されるという経緯は皆さんもご存じのことと思います。

この事件の取材・報道にはいくつかの大事なテーマがあったと思います。ひとつはメディアスクラムです。なぜこの時期にメディアスクラムが出てきたのかは、後ほどお話しします。それから容疑者に対する犯人視です。それから、光市の母子殺害事件に絡み、ＢＰＯの検証委員会からの意見書にもありましたが、感情的な報道ぶりが問題として提起されたと思います。また犯人視と同じですが、呼称、呼び捨て等々の問題、このほか、容疑者の引き回しの際、どのような映像的処理をしてきたのか、現在はどうなのかという点で変化があるわけですが、その転換点になったということでは、やはりエポックメイキングな事柄だった思っています。この事件は現在のマスコミの取材・報道に確実に影響を与えています。

もうひとつは、これは私の個人的な思いも含めてのことです。米軍の兵士による沖縄の少女暴行事件がありました。これは９５年ですから、今から１３年前になります。アメリカ海兵隊の兵士３人が、当時、１２歳の少女を集団で暴行した事件です。

このとき私は『ニュースステーション』のプロデューサーをしていました。事件発生以降、地元のメディアは大々的に報道しました。ところが、テレビも新聞も中央のメディアは完全に出遅れました。全く報道しないということではありませんでしたが。

その当時、まだテレビ朝日系列の放送局が沖縄にはなかった。しかし、『ニュースステーション』を見ていた視聴者の方はいらっしゃる。これはケーブルテレビで流していたということです。それで、地元でこういうことが起きた、しかし、中央のメディアは報道していないということを沖縄の家庭の主婦が手紙で番組に下さいました。あの事件は９５年の９月４日に起きましたが、おそらくそのあと何日かたってから手紙を書かれたんでしょう。

断腸の思いで申し上げれば、私はその手紙を読みました。しかし、１日半くらい放っておきました。アンテナを磨いていなかったのですね。感度が鈍かったんですよ。それで、１日半ぐらいたったときに新聞が小さく続報を伝えました。それと手紙をリンクさせて、遅ればせながらやらなければと思いました。しかし地元に局がないんです。小さな支局はありますが、局自体がないのでどうするかというと、番組からスタッフを出しました。そして連日、報道を続けました。地元を除いて、東京のテレビ局では、それでも先陣を切ったのです、これは威張って言っているのではなくて、いか

にわれわれのアンテナが錆び付いていたかという反省を込めて言っているわけです。

地元の主婦の方から指摘を受けるまで、１日半ものタイムラグがあったというのは、報道する人間としてどうなんだということを自分に問いかけました。

ここで何を言いたいかというと、ＢＰＯの検証委員会の意見書の中で、集団的過剰同調という言葉が出てきます。そこで指摘されたことは、みんながやるからワッとやる、それぞれの記者とかディレクターはどんな思いで、何を考えて取材対象に向き合っているのか、あの意見書は、それも問うていたのではないかと思っています。そういう意味では、やはりこれは単なる１３年前の出来事ではなく、どのように報道するか、事案とどう向き合うかということでは、多くの問題を提起したのではないかと自分自身の総括も含めて思っております。

それともうひとつ大事なのは、われわれ世代の責任ですが、それをどのくらい検証しているのかということも、やはり問われると思います。残念ながら、そのあとも沖縄では類似の事件が起き続けています。そのときに、やはり報道の仕方や分量というものが、われわれがやっていたころに比べて、私個人から見るとかなり薄いのではないか、あの問題をどのようにとらえているのか。問題の根底にあるのはすべて同じです。その辺を今でも考え続けています。

○吉岡　続いて、毎日新聞解説委員の三木賢治さんに伺います。三木さん、これまでの事件取材や報道の経験の中で、強く考えさせられたことはどういうことでしょうか。

被害者なのになぜここまで私生活を暴かれなければいけないのか

○三木　私は毎日新聞の東京社会部で、警視庁、警察庁、検察庁、裁判所といった事件を担当するセクションに長くいて、いわゆる事件記者、事件屋を長く続けてきました。警視庁に至っては、兵隊で行き、サブキャップで行き、キャップで行くと、３回も担当するという不幸な記者人生を歩んできました。先ほど吉岡さんは、事件報道というのは一種の報道の花形だというようなおっしゃり方をされていましたが、新聞社の中で事件屋というのは必ずしも恵まれている仕事とは言いがたい。相手が不行状を隠そう隠そうとする、警察とか検察とか、そういった権力機関ですので、一生懸命やらなきゃわれわれは職務を果たせないのだという思いで続けてきましたし、実は抜いた、抜かれたというのが一番はっきりする分野でもあります。やってみればおもしろい仕事でもあるのですけれども、一方では夜討ち朝駆けの厳しい世界です。

事件取材ばかり続けてきたので、いろいろと感慨深い事件はあるのですが、きょうのテーマに照らして振り返ってみますと、９７年ですが、東京の渋谷で東京電力に勤める総合職の女性が殺害される事件がありました。「東電ＯＬ事件」と呼ばれていますが、週刊誌の仕事をしているときに起きた事件です。これは単なる被害者の個人的な問題だけでなくて、何か社会的な病巣というか、病理というものをはらんだ興味深

い事件ではないかという気がしまして、かなり突っ込んだ取材をするように編集部員には注文をつけた記憶があります。結果的に特集記事のトップを飾って、とは言いましても、新聞社の週刊誌ですから、それほど内容が刺激的だったとは思いませんが、事実自体がかなりショッキングな内容でしたから、それなりの大きな反響を得ました。

そのあと、被害者の女性のお母様から編集長宛にということで手紙をいただきました。これが何とも美しい日本語を使った手紙でして、その中で、「確かに娘は人様にほめられたようなことをやっていなかったようであります。しかしながら、被害者なのになぜここまで私生活を暴かれなければいけないのでしょうか」という苦言を呈されました。私は直接返事を差し上げましたが、誌面でもたまたま編集長後記というコラムを持っていたものですから、ご母堂様へという形で、「いたずらに興味本位で書いたのではない。再発防止につなげたいとの社会的使命を感じながら報道してきたが、ご指摘はごもっともなので、これからますます報道に留意し、プライバシーをいたずらに侵害することのないように努めたい」というようなことを書きました。弁解めいた書き方だったのですが、特集記事よりもむしろ読者からは大きな反響を得たことを覚えています。

そのとき、私の出身母体でもある社会部はどうだったかと言いますと、すでに被害者なのだから、あまり踏み込んだ報道をするべきでないと地味な報道に徹していました。実際に被害者が渋谷で何をしていたのかについて、ほとんど踏み込んでいなかったように思います。ほかの新聞も大体そういうトーンでしたので、週刊誌はむしろそのあたりをカバーするつもりもあって、彼女の行動について比較的ディテールまで描こうとしたことは事実です。

一方で、写真誌が被害者の女性のヌード写真を掲載したりする事態になりまして、プライバシー侵害だと大きな社会問題になりました。たまたまその１か月前ですが、神戸で「酒鬼薔薇事件」が起きまして、このときにも加害者の少年の写真を一部の週刊誌が載せて、その是非をめぐる論争がわき立っておりました。振り返れば、新聞のほうは不用意な事件報道で、プライバシー侵害はするべきでないという方向で変化を遂げた時期だったと思います。私自身も時代の変化を意識し、プライバシーを重視しながら報道を続けていく決意を明らかにしたほうがいいのではないかと思ってコラムに取り上げたわけです。しかし、一連のプライバシー論議のあとで、新聞が事件の報道を控え目にしてしまったということは、必ずしもプラスではないと感じることが多々あるような思いもしています。

「東電ＯＬ事件」については、のちに佐野眞一さんがすぐれたルポルタージュをまとめていらっしゃいまして、ＯＬの皆さんにとってみれば人ごとでないと大きな反響

を得ていたようですが、本来は新聞がもっと問題提起してよかったテーマだったのではないか、それを何か、「なますを吹く」ような形で新聞側が萎縮してしまったのではないかという気がしております。

その後も事件報道で、新聞はトラブルを避けるように、比較的安易な取材に走るようになったと思えてなりません。例えば加害者、被害者という分け方でいくならば、被害者側にシフトした報道というのが多くなっているのではないかという気がします。取材する側からすると、加害者の取材よりも被害者の取材のほうが比較的容易です。もともと被害を受けた悲しみ、苦しみといったものを共感するつもりでおりますし、被害者側の声を、そのまま紙面に反映すればよいからです。加害者がなぜ犯行に至ったのか、それは個人的な問題にすぎないのか、社会的な課題を抱えていないか、再発防止にはどうしたらいいのか、そのあたりを探求していくほうが記者にとっては難しいのですが、なぜか最近の報道は被害者側にウエイトを置いているように思えてなりません。それがいわゆる厳罰化の動きを加速させる一因になっているような感じもしております。

○吉岡　実際に事件、犯罪を取材された３人の経験は、後半の議論にもつながっていくさまざまな問題やヒントを含んでいると思います。そちらの話題に行く前に、濱田さん、事件や犯罪の報道の役割について、公共性の観点からどのようにお考えですか。少し敷衍してお話しいただければと思います。濱田さんは東京大学の副学長です。

「好奇心」の持つ大切さ

○濱田　私はメディアに関する法律を今まで勉強してきています。そういう意味では報道の自由、あるいは表現の自由、そういったものをベースにこれまで議論をすることも多かったのですが、今、大学で広報担当の仕事をしていますと、今度はあまり学者としての理屈を言っているだけではなくて、マスコミから取材の対象にされるわけですね。残念なことに、ご承知かもしれませんが、東京大学もいろいろな不祥事があって、記者会見等をせざるをえないこともあります。ただ東京大学の場合は原則としては何でも出すというスタンスでやっていますので、それなりの取材なり報道というのをしてもらっているのかと思いますが、それでもきちんと取材する記者と、あるいは報道する記者と、そうでない人の差がずいぶんあるなという気がします。

これは事件報道、今、お話のあったようなものでもやはりそうで、今のお話はどちらかというと非常に真剣に取り組まれたケースだと思いますが、特に細かな事件などになっていきますと、ほんとに記者がどれだけ真剣さを持ってその報道を行っているのか、とても気になります。特に最近はメール

だとかファックスだとか、そういう形で取材をするということも多くなって、そうしますとやはりほんとに顔を合わせたコミュニケーションの中で、ある情報を仕入れるというプロセスが動いていかない、非常に断片的な情報しか手に入ってこない、それをベースに記事が作られる、そういうリスクがずいぶん今、強まってきているなという気がします。それは私の学者というよりは経験的な話ですが。

吉岡さんからの問いかけに戻って、何のために事件報道を行うのかということですが、これは研究者としては、事件報道というのは例えば社会の鏡だと、あるいは問題が再び起こらないようにそういう問題の構造をきちんと分析するのだと、あるいはリスクコミュニケーションだと、いろいろ言うわけですが、私はだいぶ以前に、そういうテーマでものを書いたことがありますが、原点は好奇心ということではないかと思います。つまり、自分の身の周りの社会に対する好奇心、それに応えるというのが事件報道なのだろうと思っています。

好奇心というと一見レベルの低いもののように思われがちなのですが、やはり物事に対する好奇心というものに、本当にレベルが低い高いというのがあるものなのだろうか、私はそんな気がします。そして、ごくつまらないこと、つまらない事件に対する好奇心であっても、それがやはりいろいろな問題を考える原点になり、あるいは社会的に参加していくきっかけになる。そういう好奇心の持つ大切さというのは、私は事件報道というもののあり方を評価するときに、きちんと押さえておくべきだろうと思っています。

それと、ただ好奇心だけでは済まないというのは、これはもちろんのことで、そうした好奇心というものを、さらにどうブラッシュアップしていくか、どう自分の生活、そして社会に生かしていくのか、そういうことをきちんと考えていかなければいけない。そういう意味で、好奇心を原点にしながら、社会で生じるいろいろな事件、あるいは事象に対する自分の考え方を作っていく。それがおそらく事件報道の役割なのだろうと思っています。

そういう意味では、先ほど最初に吉岡さんが、司法改革とメディア改革というのは切り離して考えないとまずいというようなことをおっしゃっていて、それは私も全く同感ですが、裁判員制度というのは、やはり社会の事象に対して私たちがどれだけ真剣に向きあえるかという問いかけをされているわけです。実はメディアに接する、あるいはメディアの側がそうしたスタンスを持っている読者、視聴者に接する姿勢というのは、やはり、これからの裁判員制度のあり方、裁判員としてのスタンスの取り方、そういうものに実は通じてくるのではないかなという気もいたします。

そういう意味で、事件報道というものを基本的な人間の好奇心のあり方、あるいは情報に対する姿勢のあり方、そういう問題として捉えていきたいと考えています。

○吉岡　どうもありがとうございました。立花隆さんは、事件、あるいは犯罪という

ものが語るものは何なのか、それを伝える、報道することにどういう意味があるのかということをどうお考えでしょうか。

○立花　ちょっとその前に、そもそもきょうの会が何なのかということから僕は話しておきたいのですが。

○吉岡　もうはっきり申し上げますけど、ＢＰＯ放送倫理検証委員会の会議でいつも議論をひっくり返すのは立花さんなんですよ。（会場笑）

メディアは自己検閲によって死ぬ

○立花　そもそもＢＰＯの検証委員会がなぜスタートしたのかと言えば、これは関西テレビの『あるある大事典Ⅱ』の大不祥事をきっかけに、総務省が放送のありようを国家的に規制しようとして放送法そのものを改正しようとした。そういう動きがあって、これはとんでもないことだというので、民放、ＮＨＫすべて含めて、放送界がそれを何とか抑えようとした。つまり放送というのは、あらゆる問題を常に抱えつつ突っ走っていかざるを得ないという側面があるわけですが、このままではいろいろ問題が多すぎるというのも事実だ。そこで、放送界自身がそれを内部側からある程度押さえ込む。いくつかの問題は残るけれども、大半はわれわれ自身で抑えられるのだという証明のために作った、そういう組織ですね。

○吉岡　一種の自律組織ですよね。

○立花　それが基本で、きょうの会も、今、報道という側面が非常に危機にさらされている、そういう危機から抜け出すためにはどうすればいいかという、その観点から出発しているんだということをまずきちんと押さえないといけないと思うのです。

それで、僕自身はこれまでずいぶん長く、非常に広い意味のジャーナリスト生活をしてきました。メディアと言えばもう活字のすべて、それから放送でも作る側から、取材される側から、スタジオコメントから、ありとあらゆる立場で関わってきたわけです。

それを踏まえると、きょうの「事件報道と開かれた司法」のこの両面で、おそらく僕はいろいろな意味で経験上では多分、一番豊富なはずです。

それは例えば裁判ということに関しましては、日本で一番長く続いた裁判のひとつがロッキード事件です。僕は事件の発生から全部取材現場にいましたし、それを報道し続けた。それから裁判が始まってからそれを全部カバーしました。公判を全部カバーした人はひとりもいないんです。各社全員、担当が替わりましたから、初公判から判決まで全部見ていたのは僕だけです。そのときは記者席じゃなくて、僕は傍聴席でずっと聴いているわけですね。そのころ、どれだけ開かれ

ていた裁判かといったら、事実上、ほとんど開かれていません。つまり、メモを取ることすらできないのです。まして録音なんて一切できないのです。だから、記録のしようがないのです。新聞記者はメモを取るのが許されていますから、あとから新聞記者のメモを見せてもらって、それを使って自分の報道をするということをずっとやってきたわけです。

実はある裁判を始めから終わりまでフルカバーしたというのは、僕はそれが初めてではありません。その数年前ですが、イスラエル、テルアビブのロッド空港事件で岡本公三が捕らえられた、あの裁判ですね。そのとき初めて僕は裁判というものを始めから終わりまで全部見たわけです。それで、あれは全く模範的に、模範的にというのは、当時、イスラエルがやっぱりこれは国際的に大注視される裁判であるというので、完全にデュープロセスといいますか、法律的手続きをものすごくしっかりやったんです。国選の弁護士がちゃんと立って、岡本を一生懸命弁護したのです。その弁護士は、あの国でああいう事件を起こした人間を弁護するわけですから、それこそ光市事件の弁護団に対するバッシングどころではない、その弁護士に対するバッシングがすさまじかったのを見てきました。それは、めちゃくちゃでした。国を挙げてその弁護士を、なぜ岡本の弁護をするんだと叩いた、そういう状況を僕は全部見ていまして、しかもその弁護士も取材しています。

それで、その裁判の公開の程度は、きょう、そこにテレビカメラが並んでいますけれども、それどころじゃないです。大体、法廷自体がそんな広くなくて、ほとんどこの会場ぐらいですが、国際クルーが山のようにいた。日本の記者もいて、確かテレビも若干来ていたと思うのですが、本当に全部オープンにして裁判をやっているわけです。

それで、僕はロッキード裁判を全部見ていまして、日常の報道も全部検証していて、実際のところ、現場にいた人間として、いったいメディアはどれだけ報道しているのかという疑問があるわけです。

それで、あの裁判の初日、非常にドラマチックといいますか、例えば田中角栄元首相が泣くわけです。つまり、自分で被告人陳述を最初しながら、涙を流して、ボロボロになって、ついには号泣するわけですね。その泣いたという事実そのものは活字で出ています。出ていますけれども、あのとき現場にいたあの感じ、あれがどれだけ伝わったかといったら、ほとんど伝わっていないですよね。僕は相当事件現場そのものを踏んでいますけれども、現場にいた人間として、それがどれだけメディアを通して伝わっているかと思うと、事実上、あの百分の一というか、千分の一というか、万分の一ぐらい、その現場にいる情報量に比べたら極めて少ないわけです。

そうすると、一般社会の人は、ある事件を知るときに何を通じて知っているかといったら、それはメディアの報道です、現場にいる人以外はメディアの報道を通じてし

か、この世の中に起きていることをほとんど知らないわけです。それは犯罪事件だけではないんです。ありとあらゆることがそうです。そういうときに、この世でメディアが伝えてくれることがこの世界の全部だと思っている人と、それがほんとに局所部分しか伝えていないということを知っている人とでは大きな違いがあります。そういう意味で、メディアの報道なしにはわれわれは世の中のことを知りえない。そういう意味で、事件が起こればそれをワーッと報道するのは当り前のことです。それがなかったら、全くわれわれは盲目です。

その事態が起きたのが、あの戦争の時代で、あの時代のメディアは死んでいたわけです。伝えるべきことをほとんど何も伝えなかった。そのときメディアが全部狂っていたわけです。メディアが狂っていたから、国民全体が狂っていたわけです。それを絶対もう起こさないという、戦後社会の出発点というのはそこにあったはずなのに、それを忘れたような社会の動きが最近始まって、この前の放送法の改正案をやった総務大臣というのは、あの時代のああいう国家がメディア支配をやっていた、あれを夢見ているような感じで、その後の行動も、ＮＨＫに命令放送するとか、そういうことを考える人なんですね。

あの命令放送というのは確かに古い法律の中にあるんですよね。でも、あれはメディア統制を国家がやってきた時代に、ＮＨＫにさせた役割のひとつがほんのちょっとアナクロ的に残っていたということでして、本来の国家とメディアの関係として、現代の民主主義社会にあってはならないことなんです。そういう認識がない人が総務大臣をやっていたために、ああいう形で放送界全部をコントロールしようという動きがあったわけです。それに対して今、ここにいる人たち、あるいはＢＰＯを作った人たちは、ある程度、抵抗しました。今もしている。だけれども、そういう言論が危機にさらされたときに、常にそういう抵抗が起きたかといえば、全然そうではありません。

僕は今、ここに１冊の本を持ってきていますが、これは『「言論の自由」ＶＳ「●●●」』なんです、「●●●」。これは何の本かというと、４年前に起きた田中真紀子元外相の娘の離婚報道をめぐって、週刊文春が出版差し止め請求の裁判を受けて、裁判所が差し止めを許すという事件が起きたときの記録です。これはとんでもない事件

でして、アメリカなら絶対に起きないことです。なぜかと言えば、アメリカの、国の第一の原則が修正１条という憲法の、これはアメリカの憲法を知らないと修正１条の意味がわからないと思うんですが、アメリカの１条というのは何かというと、要するに議会には立法権があるということです。それで、修正１条というのは、だけど、こういう法律を作っちゃいけないという、作っちゃいけない法律の列挙なんです。それで、その真っ先に掲げられていることが、言論表現の自由をいささかでも制限するような法律を絶対に議会は作ってはならないということで、それがアメリカでは国家の最大の原則なんですね。日本にもそれに対応するものとして憲法２１条があります。でも、それだけの重みを持って、われわれは言論表現の自由というものを国家の一番の基礎であるという認識をしているか、といえば、していないわけですよ。それは相変わらずマインドにおいてはあの戦前のあの時代を引きずっている、そういう中で、しかもマスコミの人もほとんどそのような流れの側に来ちゃっているという現実があります。

というのは、この事件の報道のときに、「離婚」の２文字をメディアが使ったかというと使わなかったのです。使えないんじゃないんです、使わないんです。ごく少数のメディアが使いましたが。あれは大事件ですから、ほとんど光市事件みたいにしょっちゅう何度もやるんですね。何度もやるけれども、並んだコメンテーターの中に弁護士がいるんです、大体。それで、離婚という言葉を使ったら、今度は放送局自体が名誉毀損で引っかかるといった流れができちゃって、それで各局とも使わなかったんです。

それで、この出版差し止め請求事件は、地方裁判所から今度は東京高裁に行って、高裁で出版差し止めなどとんでもない、言論の自由のほうが法律上最優先する国家にとって最優先の公益であるから、それを制限する出版差し止めなど許されないとする、アメリカの修正１条の線にほぼ沿った判決が出たんです。ところが、その判決を伝える報道、その日の報道ですら、「離婚」の一語を使わなかった。それで、その日の報道で、これはフジテレビのあるキャスターが言ったことなんですが、「われわれはこの言葉を使えないんです」と。「使わないからみんなわからないでしょ」と彼が言うんですよ。「私は週刊文春を読んだから知っています、わかりますけれども、あとの人はみんなわからないはずです」と。だから、今、そこにいる若い人たちはほとんど記憶にないでしょう。ほとんどあれは報道されなかったんです。あの事件全体がですね。

そこで何を言いたいかというと、要するにあれは報道の側の自己検閲なんです。メディアというのはどういうふうに死ぬかというと、権力の検閲によって死ぬよりも、非常に多くが自己検閲によって死ぬんです。そういうことが現実に起きてきて、それほどの大事件であるにもかかわらず、今、このことを言及しても、あのことかとわか

る人がそんなにいない。ほとんどいないのは、そのときみんなが自己検閲しちゃったからです。主要なメディアが黙り込むと実際に世の中の歴史にすら残らないという、とんでもない現実が今、現にあって、その延長にこういうシンポジウムがあるということだと思います。

○吉岡　わかりました。今、立花さんがお話しになったことは、単に技術的に何をどう報道するかという問題ではなくて、言論の自由、表現の自由というものはいかに大事か、いわば過剰報道とか過剰同調とか過剰メディアスクラムとか、あるほうがむしろ健全かもしれないということですね、言ってみれば。

○立花　そういうことです。

２．事件報道の役割と公益性

○吉岡　もちろんいろいろ直さなくちゃいけないところもあるのですが、それがあるからこそ社会がきちんと機能するんだと、あるいは民主主義がかろうじて生きていくんだということだろうと思うんですね。おそらく皆さんがお話しになったことも、単に事件、犯罪というものをどう伝えるかという技術論ではなく、その奥にあるものをどう掴み、どう伝えるか、その深さや広がりに報道の意義があるということだろうと思います。もう一度あらためて言うと、皆さんの少なくない体験から、事件や犯罪や裁判を報道することの意味はどのように考えられるか、ということになりますね。

いろいろな立場を数多く提示する

○友井　そのところは新人研修の際にも感じますが、やはり疑問を持ちながら局に入ってくるのです。被害者の側の取材であっても、何で悲しんでいるところに取材に行かなければいけないのかとか、あるいは被疑者の側であっても、家族の取材をして、なお責めるようなことを何でするんだとか、迷いながら入ってくるわけです。そういうときに、例えばオウムの事件とかがあって、何で起きたんだろうということは、結論は出ません。しかし、中心人物はどういう人間だったのか、あるいはそこに入っていた人間はどういう人物なのか、あるいは被害を受けた人はどういう境遇に置かれるのかと、いろいろな立場、それぞれの立場を数多く提示することによって、考える材料を提供するということですね。

○吉岡　何をその場合、考えるんでしょうか。

○友井　今、東大でシンポジウムをやっていますけれども、先ほど例に取ったオウム事件で言えば、東大に在籍するということが、学力という意味でのある程度の物差しにはなるけれども、教団に入るとか、あるいは事件を起こすというときの物差しにはならないということがわかったりとか、あるいは、被害者の置かれる境遇というのも、その後、だいぶ改善された面はありますけれども、いまだにオウムの被害者をどうい

うふうに補償するのかというのは決着がついていない。これはやはり理不尽な被害にあった人に社会としてどういうふうに手を差し伸べるのかということであったり、あるいは、当時の認識とちょっと今は変わっていますが、一種のテロ事件が起きたときに、国としてどう対応するのか、しかし、それを防ぐために電車に乗る人に全部手荷物検査をするかとか、そういうわけにはいかないでしょうとか、いろいろな側面があるわけです。それをひとつの答えを提示するということではなくて、こういう側面から見ればこういう問題点があるし、別の観点から見ればこういう問題点があると、私どもとしては答えを出すという立場じゃないけれども、ただこういう問題とこういう問題と両方考えないと、その結論というのは出せないのではないかとは言えると思うのです。

○吉岡　伝える側が冷静になってさまざまな事情、さまざまな背景を丁寧に伝えることによって、視聴者も同時に冷静に判断できるということですね。

○友井　やっていく中で揺れるわけです。それは私どもも常にそうですし、こういう取材をして、やっぱり傷つけてしまったのではないかと思うようなこともあります。しかし、それを上回る意味があるんだということで、取材し、報道をするわけです。

　先ほど好奇心ということを言われました。これは何でこういう事件が起きたんだろう、どうしたら防げるんだろうというのは、のぞき見的なこととは違います。正当な関心ですし、それはオウム地下鉄サリン事件みたいなのを起こしたのがどんな人間かがわからないというようなことでは、社会の不安というのは増していくばかりですし、そこは全体像をいきなりは示せなくても、積み重ねていくことによって少しでも近づけたらなということを考えているわけです。

○吉岡　渡辺さん、その事件報道の役割、裁判報道に広げてもいいと思うんですが、報道の役割をどうお考えですか。

致し方なく人権やプライバシーを侵害している

○渡辺　ちょっと誤解を与えるかもしれないですが、われわれが事件の報道をすると、大なり小なり人権を侵害します、プライバシーも侵します。それを批判されて、今後、二度としませんと言う人がいたら、それは嘘です。われわれは致し方なく人権やプライバシーを取材・報道の中で

侵害しているんです。では、何で社会的に、限度はありますけれども、それが社会的に許容されているのかということです。

今、友井さんがおっしゃったことと若干ダブりますが、やはり事件報道の基本的な意義というのは、このようなことがなぜ起こったのか、これから起こしてはいけない、例えば小さな子どもがとんでもない事件を起こした、同じような子どもを持つ親が、何で起こしたんだろう、うちの場合にはどうなんだろうということをいろいろ考えたり判断したりする上で、いかにたくさんきちんとした情報を提供するか、それが社会のある種の共有財産になる、われわれは基本的にはそのように考えています。社会が共有財産を得ることは非常に大事だけれども、その代償として社会的な負担というのはやはり発生するということでしょう。社会的負担というのは、被取材者を傷つけてしまう恐れも含まれます。もし社会全体がそれは致し方ないとお許しいただけるのなら、そのときは、われわれの報道の公共性なり、公益性などが一定に認められたものだとわれわれは判断します。それを逸脱したときには明らかにたたかれます。マスコミだから何を報道してもいいのか、やりすぎじゃないかという批判は出るし、そのときにはわれわれは甘んじてその批判は受けなければならないだろうということです。

もうひとつは、裁判の報道もそうですが、事件の報道も含めて、先ほどデュープロセスという言葉が出ました。公権力がその権力の行使を適正に行っているかということは、われわれがチェックしなくてはいけないし、監視しなくてはならない。それは敢えて言いますと、おそらくメディアしかできないだろうという気がしております。

先ほどの立花さんのお話、私は非常に感銘したんですけれども、やはりそういう意識をわれわれが今どのくらい保持し続けているのかということは現場にいる人間としても考えざるをえません。立花さんは先ほどアメリカの修正憲法１条の話をされましたが、そこには言論表現、集会の自由が書き込まれています。武器を持つことをやめられないアメリカの市民も、武器の保持を認める修正憲法２条の前に、集会、言論、表現の自由を置いているということは、彼らが国を作る上でいかにそうしたものを大事にしていたのかと思います。われわれには２１条があるから全部オーケーということでは、必ずしもないと思います。

○吉岡　被害者の取材を深めていくと、プライバシーの侵害、暴露になってしまう危険性があります。被害者なのに、なぜ二重三重の被害を受けなければならないんだ、という被害者の気持ちも十分わかりますが、取材する記者が、どうせこれは記事にならない、取材するのはやめよう、となっていくと、取材力はたちまち落ちていくのではないでしょうか。やはり私は、とにかく取材だけはやってほしいと思いますが、その点を踏まえて、三木さん、事件や裁判の報道の役割とは何なのか、どうお考えですか。

事件、事故の報道というのは逆縁の悲劇をなくすため

○三木　先ほど原点は好奇心だと濱田先生におっしゃられてドキリとしました。そういう面があることは確かで、それもあまりお上品じゃない好奇心があることは否めないところがあると思います。今に伝わる最古の日刊新聞というのは、毎日新聞の前身、東京日日新聞ですが、その第１号を見ますと、長野県でお坊さんが主婦とどうだこうだというような話が載っているぐらいでして・・・

○吉岡　今と同じですね。

○三木　新聞の歴史というのは好奇心抜きには語れないところはあるのかもしれません。しかし、やはり社会の何か役に立つんだと、近視眼的に言えば、事件、事故の再発防止ということですが、社会の不正、矛盾というものを正していくんだという思いが取材している記者にはあるわけでして、その思いがないと事件の取材はできません。大きい目で見た場合、事件、事故の報道というのは、私は逆縁をなくすためだというふうに考えています。逆縁というのは順縁に対する言葉です。年を取ったものから順繰りに亡くなっていくのではなくて、若い者がお年寄りよりも先に、親よりも子が先に亡くなることを指します。戦争や飢餓、疫病などもそうですが、逆縁の悲劇というものをなくすために、事件、事故を報道していくんだという思いを取材記者はどこかで持っていると思います。

メディア問題と言えば、事件報道がターゲットにされるのは残念なことですが、事件報道がプライバシーや人権の問題と背中合わせであることは間違いありません。それだけに、取材には社会のお役に立ちたいという信念がないと、先ほど渡辺さんも言ったように、時には人様の人権を傷つけかねない取材を続けられないと思います。

毎日新聞の先輩でもある作家の井上靖が、血を流して今にも死にそうな人に向かって、「おまえ、名前は何て言うんだ、住所はどこだ」というような取材は僕にはできない、と書いていたのを見たことがあるんですが、事件の取材をしていると、犯罪を犯したかもしれない人に向かって、どうしておまえはこれをやったんだという刑事と同じような詰問調の取材をすることだってありますし、被害者の方に聞かれたくもない被害の実相を語ってもらうというしんどい仕事もあるわけです。単なる好奇心ではとてもできない。再発防止なり、社会の健全化というものに貢献できると信じて、思い上がった部分があるのかもしれませんけれども、そういったものがないと取材者というのは務まらないのではないかと考えていますし、その辺に事件報道の役割があるのかなと考えています。

○吉岡　ありがとうございます。立花さん、どうぞ。

自分の好奇心がパブリック・インタレストにもなるという信念

○立花　先ほど、渡辺さんがおっしゃったとおり、やっぱり取材現場で取材して報道

するという、その行為そのものの中に、プライバシーとか人権侵害とか、そういうものは起こらざるをえないという、まさに、実際に取材の現場にあたる人がそういう認識を持つことが一番大事だと思うんですよね。それを受けて、今おっしゃられたように、取材者自身が自分の役割を果たすことがより高い公益性というか、そのことによって法律上、つまり免責されているわけですね、そういう人権侵害なんかが。

そのとき、公益性という概念なんですが、これは一般的にパブリック・インタレストと言われているわけですが、パブリック・インタレストっていったい何なのか。これが日本社会で公益という言葉が使われるときの語感と、パブリック・インタレストがもともと持っているオリジナルな概念のニュアンスと相当ずれている部分がありまして、今おっしゃられたように、自分のプライベート・インタレスト、それが好奇心ですよね。自分の好奇心が実はパブリック・インタレストにもなるんだと、そういう信念を持った人こそがジャーナリスト足りうる。そういうふうにやっているかぎりにおいては、当然、ある程度、つまりメディアというか、報道が非難されるときに、そういうプライベート・インタレスト的な部分がものすごく非難されるわけですね、いろいろなケースで。

だけれども、パブリック・インタレストというものは、本来、そういうものなんだと。要するに、公益とよくわからないけれども、一般の人すべてが関心を持つようなこと、これは当然、取材の対象にして当り前だということがパブリック・インタレストのほんとの概念なんですね。だから、日本の裁判上、公益という言葉は必ずしもそういうふうには使われないけれども、本来の意味に戻って使われるべきだという非常に有力な主張が、例えば元東京高裁の判事の竹田稔さんなんかが盛んにおっしゃられています。日本の判例は必ずしもそうでもない。そこは微妙なずれがありまして、このまま行くと、やっている本人は、当然、インターナショナルなスタンダードではパブリック・インタレストの概念に入ることをやっているにもかかわらず、日本社会ではそれがパブリック・インタレストの概念に入らないということでメディアの側が攻撃されるようなことが起こる。これなんかはまさにそのとおりのケースでして、このまま行くというのはむしろよくない方向にどんどん行く。

僕は公人の何とか、その公人の概念の広がり、そういうところを含めると、この概念の微妙な幅の広がりの中で、いったいどの辺でどう線を引く、つまり判例上はこの辺だけれども実際はこうであるという、そのあたりを濱田さんに聞きたいと思っていたんです。

○吉岡　今、立花さんは非常に大事な問題を指摘されました。公益とか公共性という

と、日本語では水道や光熱費などの公共料金のイメージがあって、均一、均質でなければならない、みたいなニュアンスで語られることが多いと思うんですね。しかし民主主義の下で語られる公益、公共性はまさに多様性、多彩性であることは言うまでもありません。その多様性のひとつひとつはプライベートな、またパーソナルなインタレストから生じてきます。そういう観点から、濱田さん、今の立花さんの問いかけにどうお考えかをお話しいただけますか。

実態的、価値的で一元的なものから手続き的なものに

○濱田　とても難しい問題ですね。私は以前に論文を書いたとき、この『「言論の自由」ｖｓ「●●●」』の本を引用させていただいて、そうすると校正のときにここにいったいどういう文字が入るんだと編集者に聞かれまして、「これはこのままでいいんだ」と言った、たいへん思い出深い本です。

今の問題に、抽象的にしかお答えはできないのですが、やはり立花先生が直感的に感じていらっしゃるように、今の裁判所、そして裁判所だけでなく争う側のメディアのほうも、私たち自身もそうなのかと思うのですが、公益というものが何かひとつカテゴリカルにあって、その内容が何だということで争っているわけですね。メディアは、公益というのはこういうものだと、ところが裁判所は、公益はこういう別のものだという、結局、対立が解消されないままで裁判所の論理で判決が整理されていく、そういうことになります。それはおそらく、ほんとにこれは抽象的な言い方しかできないので申し訳ないのですが、今、プライベート・インタレスト、個人の利益というものを公益と結びつける、その手法、感覚が少なくとも今の社会ではないのではないかと思います。つまり、公益と私益は全く別物だと考えていて、そこを考え直す必要がおそらくある。

たまたま１週間ばかり前でしたか、マスコミ倫理懇談会が５０年を迎えるというので、そこでお話ししたことがありますが、そのときにお話ししたのは、公共性という概念、これが今までの実態的、価値的で一元的なものから手続き的なものに変わってきているのではないかと。つまり、今までの日本の社会というのは何か一元的な公共性というものがあった、それを国家がある意味では独占をすると、そしてまたそういうものだと国民は思っている、だから公共性というものがはっきりしていたわけですね。これが今、格差社会だとか、あるいは日本の国内に、日本国籍ではない人たちも一緒に生活しているようになる、あるいは都市と地方の意識が分かれてくる、あるいは利害が分かれてくる、そういう中で共通の公共性というのはもう持てなくなってきている。そうなってくると必要なのは、やはりみんなで議論しあいながら何かを作っていくということ、そういう手続きこそが公共性だと、そういう意味で考えていかなきゃいけないというお話をしたんですが、公益という言葉もまさにそういう話につな

がってくるのだろうと思います。

ですから、公益というものは何かということ、これをもう固まったものとしてお互いに争っているだけではおそらく解決はつかない。そこで、自分たちの直接の利害に関わるものがいかに公益として主張できるのか、そういう手続きの議論をしておく必要がある、そういうことを少し感じます。

ついでに申しますと、先ほど友井さん、渡辺さんのほうからお話があったメディアの役割で、社会的にそういう事件がなぜ起こったのかと、その原因を考えたい、あるいは二度とそういうことが起こらないようにと、それはとてもよくわかりますが、その論理が通じないから、今、メディアの報道のあり方が問題にされ、メディア批判が起こっているわけですね。私は率直に言って、今のその理屈がメディア批判に対して通用するとは思いません。むしろ私たちは、それだけではない、メディアが伝える事件報道の論理、それを作っていかなきゃいけないわけで、おそらくその鍵は、公益性というものをもう一回考え直してみようという、立花さんがおっしゃったようなところにあるのかなという気はします。

３．事件報道は裁判員に予断を与えるか

○吉岡　事件、裁判の報道は、今、われわれがどういう時代、社会に暮らしているのかということを明らかにすることであり、またその事件を法律的に処理する裁判の過程を取材し、伝えることは、権力の振る舞いをチェックすることでもある。マスメディアにはそういうさまざまな役割がある、ということが、パネリストの皆さんのこれまでの発言に出てきました。こうした活動を通じて、事件そのものの理解が進むだけでなく、再発防止や人々の不安の除去にもつながっていくということだろうと思います。

しかし、そこにメディアとその役割の公益性があるといっても、現代は、公益性そのものの概念が揺らいでいる。視聴者や読者の間では、マスコミはお金儲けのためにやっているんでしょ、というようなシニカルな見方も少なくありません。公益、公共ひいては民主主義とは何なのか、という問題は、具体的な状況の下で、たえず問い続けていかなければならない問題のように思います。また来年には、裁判員制度が導入されることになっています。今ここで議論されてきたことは、さらに厳しく問われることになることは間違いありません。

裁判員制度の導入によって報道

の仕方はどう変わるのか、そちらに論点を移していきたいと思います。

きょう、会場に最高裁総括参事官の平木正洋さんがいらしてます。平木さんは私見としてですが、裁判員裁判が行われるようになったとき、現在のマスコミに対して次のような懸念がある、として７つの項目をあげていらっしゃいます。メディア関係者の間ではすでに議論になっている項目ですが、一応確認しておきましょう。

１　捜査機関から取得した情報の報道
２　被疑者の犯行自白の報道
３　被疑者の弁解が不合理と指摘する報道
４　証拠の内容に関する報道
５　前科前歴に関する報道
６　生い立ちや対人関係等に関する報道
７　有識者、専門家のコメント

これらはいずれも、マスコミが裁判員に予断を与えないよう、被疑者、被告の人権を守って公正な裁判を行うために必要なんだ、テレビや新聞や雑誌はこういう報道はしないでもらいたい、ということを相当明確に指摘しています。

平木さん、こうした７項目をご指摘になった意図、あるいはメディアの現状に対する懸念というものはどういうものなのか、少しお話しいただけますでしょうか。ご紹介いたします、平木正洋さんです。

公正な判断をするために配慮を

○平木　最高裁刑事局の平木正洋です。よろしくお願いいたします。

今、スクリーンにも７項目として書いてありますけれども、私がお話しさせていただいた内容は、本日配付されておりますこの資料にごく簡単ですけれども要約されたものが載っております。あとで読んでいただけたらと思いますが、さらに補足して、私がこのような懸念を述べた理由などにつきまして説明させていただきたいと思います。

昨年の９月２７日に福井で開催されたマスコミ倫理懇談会の全国大会におきまして、「公正な裁判と報道」というテーマについて講演する機会を与えられたものですから、一裁判官しての個人的な見解ということでお話しさせていただいたものなんです。その講演では、現在の事件報道の状況がこのまま続くようですと、事件報道に接した国民の皆さんが、裁判の開始前に被疑者が犯人であるとの予断を抱いてしまって、

裁判員裁判において公正中立な判断を行うことができなくなるおそれがあるんじゃないか、ということで懸念をお伝えいたしました。その際には、あそこに掲げられているような項目を挙げて、具体的な新聞記事の内容ですとか、テレビ報道の内容に言及しながら懸念をお伝えしたわけです。

その講演で私が申し上げたかったことは、これらの項目にかかる内容を一切報道してはならないということでは全くありませんで、そのような事項を報道するにあたっては、私が述べたような懸念をも考慮した上で、公正な裁判に配慮していただければということなんですよということをお話しいたしました。そして、国民に事実を伝える報道機関の使命というものの重要性は、私としても十分理解しておりまして、報道の自由は当然尊重しなければならないわけですけれども、それと公正な裁判を受ける被告人の利益というものもこれまた非常に重要な権利ですので、それとのバランスを適切に図る必要があるということをお話ししました。私としましては、裁判員制度のもとにおける事件報道のあり方については、外部から何らかの規制を加えるのではなくて、メディアの方々自身が事件報道にあたって適切な配慮を行うことが望ましいのではないか、とお話しさせていただいたわけです。

しかし、私の説明のしかたが不十分だったのかもしれないのですけれども、翌日以降、新聞や雑誌でこの講演が大きく取り上げられまして、これらの項目を一切報道できないということになると、国民の皆さんに事件の内容をほとんど全く伝えることができなくなってしまうではないか、と批判されました。ただ、私が申し上げたかったのは、先ほど申し上げたように、こういった項目にかかる内容を全部報道してはいけないということでは当然なくて、こういったことにかかる内容を報道される場合には、裁判を受ける権利という被告人の権利にも配慮していただきたいということを述べたわけなのです。

こうした事件報道に対する懸念というものは、私だけが抱いているわけではないように思われます。最近、裁判所では模擬裁判というのをよくやっておりますが、模擬裁判などで一般の市民の方々と接することが非常に多くて、裁判員役をやって下さった方々の中には、こういうふうにおっしゃる方が多いんです。現在の事件報道では、被疑者が犯人であることを前提とした報道がなされているように感じられると。このままでは裁判に必ずしも慣れていない裁判員は、公平な判断をできなくなってしまうのではないか、大丈夫なんですかね、という声もよくお聞きするところなんですね。

ところで、私のような考え方に対しては、裁判官が裁判員に対して証拠に基づいて裁判をしなきゃいけないんですよと、報道された事実に基づいて裁判してはいけないんですよという、証拠裁判主義について繰り返し説明することによって解消していけばいいんじゃないか、という意見も当然あります。もちろん私どもとしましても、証拠裁判主義については繰り返し裁判員の方々には説明していくつもりでおります。た

だ、裁判員になられる国民一般の方々は、法廷に出された証拠のみから心証を形成するという作業には必ずしも慣れてはいないんじゃないかなと思われます。無意識的に報道の影響を受けて判断を行ってしまう危険というものが、結構避けにくいのではないかな、と私は感じています。したがって、裁判官の説明によって報道の影響を完全に払拭するということはできないんじゃないか、というふうにも心配しているところなんですね。だからこそ、ああいった項目に係る報道をされる場合には、できるだけ配慮して表現などに工夫していただければいいのではないかなと思っておるところです。

それから、またこのような意見もあると思います。裁判員の選任手続きにおいて、裁判長が裁判員に対して、きちんと質問すれば、報道の影響を受けて不公平な裁判をするおそれのある候補者を的確に除外できるのではないかという意見であります。ただ、候補者の方が事件報道の影響を強く受けている場合でも、その点を明確に自覚しないこともあると思うんですね。そのような自覚をしないまま、裁判長の質問に対して、報道の影響なんていうものは無視して判断することができますよというふうに回答されれば、裁判長がそれ以上、質問を継続して、その候補者を排除するということは実際問題として不可能じゃないかなということも心配しておるところです。

詳しくはお手元の資料、それからマスコミ倫理懇談会の機関紙にも、より詳しい講演の要旨等も出ておりますので、ご関心のある方はそちらを見ていただければと思います。

○吉岡　どうもありがとうございました。またのちほどお話しいただきますが、平木さんのご指摘には、これまでメディアの側から、これでは何も報道するな、というに等しい、等々の相当の反発も聞こえてきています。また裁判官はマスコミ報道によっても予断を持たないが、裁判員はわからない、報道によって予断を与えられる、というのは一般市民に対して失礼だ、という見方もあり得ますね。

最初にも申し上げましたが、司法制度改革は、何よりもまず司法をどれだけ改革するかという問題であって、メディアの問題は付随的なことです。司法に対する不信や批判は、これはメディアも市民も共有しているでしょうが、さまざまにあります。なぜ裁判は、事件によっては何年も、十何年も決着がつかない、どうしてこんなに長期化するのかという批判があります。またこのごろは被害者報道が増えて、それはそれで別の問題を引き起こしていますが、そもそも被害者救済に不熱心どころか、裁判の過程から被害者やその家族・遺族を排除してきたのは裁判の仕組みそのものではなかったか、という問題もあります。

それから、平木さんがご指摘になった７つのポイントには、公平公正な裁判の実現のほかに、被告人の人権を尊重するとい

う観点も含まれていると思いますが、いったい裁判所はこれまで本当に被告人の人権に配慮してきたと言えるのか、という点も吟味してみなければならないと思います。最近も志布志事件という冤罪事件がありましたが、警察や検察の違法捜査を見逃し、簡単に逮捕を容認し、でたらめな捜査の温床となった長期拘留を許可したのは裁判所ではないか。こうした捜査側と一体化した司法のあり方を見ると、人権尊重という主張、あるいはそのために報道を抑制すべきだという主張には説得力がない、と言わざるを得ないところがあります。

私も何十という事件を取材し、公判の傍聴もうんざりするくらいやり、いろんな判決文も読んできました。そういう中で、この判決文には説得力がないな、とつくづく感じることがあります。とりわけ、世の中もメディアも強い関心を向ける不可解で凶悪な事件の場合、判決を読むと、いったいこの裁判官は法廷で何を見ていたんだ、何を聞いていたんだ、とあきれることがよくあります。証拠間の矛盾には頓着しない、精神鑑定書の論理構造や手抜きには無頓着、単に悪いやつが悪いことをした、という恐ろしく陳腐なことしか書いていない。これでは再発防止にもならなければ、私たちがこういう凶悪犯罪を起こしてしまう今の人間や社会について考える材料にもなりません。

それから、もうひとつ、これは私が物書きだから言いますけれども、判決のあの悪文は何なんだ、ということです。日本語として最低だ、としか言いようがありません。これは平木さんを批判しているわけじゃありませんよ。でも、正確性を期すためにいろいろなことを付け加えていくと、ああいう文章になる、という話も聞きますが、しかしあれは単なる悪文です。日本語でだって、読みやすく、正確な文章は書けます。日本語をもっと大切に、大事に扱ってもらいたい、と私は思います。

いろいろ言いましたが、そういう司法に対する不信が一方にあり、また同時に忘れてはならないことですが、マスコミに対する不信も強くあります。これが今、裁判員制度の導入を前に、ごっちゃになって論じられているという印象を私は持っています。そこを少し整理しながら、これからの議論を進めていきたいと思います。いま平木さんにお話しいただいた７つのポイントについて、パネリストの方々がどうお考えになるのか、友井さんから、まずお伺いします。

縮小均衡ではなくて拡大均衡

○友井　まず、今、吉岡さんが納得できる判決がないということをおっしゃいましたが、そういう点でいきますと、裁判員制度になると、これまで以上にポイントを絞って審理をするということになる。事件の全体像が裁判で明らかになるかというと、むしろ情報量としては減る可能性があるわけですね。先ほど裁判員制度を通じて、事件への関心というのがこれまで以上にわが事として考えるようになるんじゃないかと

いうことも申し上げましたけれども、それだけではなく、裁判を通じて明らかになる情報がもしかすると減るかもしれない。だからこそ報道の役割というのが逆に大きくなるという側面もあるのではないかなと思っております。

そして、ああいう懸念として示されたことについては、確かにこれまでの報道の中で、犯人視という、有罪前提ではないかと批判を受けることもあったわけですね。それを何とかそうでないようにということで、これまでもいろいろ議論をして改善してきたというところがあると思うんです。今回も裁判員制度をきっかけに、これだけ報道が批判を受けたりすることも踏まえて、やはり考え直すということは必要じゃないかなとは思っております。

ただ、平木さんも報道をやめろという意味ではないというふうに言って下さいましたが、私どもとしても、犯行を供述、あるいは認めているからといっても、それはそれこそ鹿児島の選挙違反事件とか富山の事件でも、要するにやってもいないことを自白してしまうというケースはこれまでも山ほどあるわけです。それを踏まえた上で、しかし逮捕された被疑者がどういうことを供述しているかということを報道しないというわけにはいきません。それは非常に事件というものを考える大きな材料ですし、それは伝えていくと。ただ、そのときに被疑者側の言い分というのをもう少しきちんと取材ができるようにということで、弁護士さんにもお願いをして、説得をしてということは、もちろんこれまでもやっているのですが、これまで以上に重要性が増してくるのかなと思います。

そういう意味では、縮小均衡ではなくて拡大均衡というか、こういう報道を経て、ただそれが事実だとは限らないと、一方でこういう主張もあるんだということも伝えることによって、バランスを取っていくというのが大きな方向ではないかなということで考えています。

予断や偏見は情報不足から生まれる

○渡辺　平木さんのおっしゃった７項目、これをひと言で言いますと、一般の市民である裁判員の方に対して偏見報道を避けるようにということだと思います。偏見報道というのは予断を与える報道という意味だと私は理解しております。

それを前提にした場合、予断や偏見はどこから生まれるのかとメディアの人間は考えます。結論から言いますと、情報量の不足です。情報量が増えればなくなるとは言いませんが、少なければ予断や偏見が出てくる可能性、危険性は増えるということです。この立場をわれわれメディアは崩すことはできません。ただ、そうは言っても、先ほど平木さんがおっしゃったように、例えば報道の自由、それから公正な裁判の確保のバランスをとっていくべきだ、それはわかります。それを踏まえながら、どういうふうにするかということだと思います。

ひとつだけ具体例を申し上げます。先ごろ、通り魔事件の容疑者として逮捕された少年がいました。最近のテレビ報道ですが、その中で、その少年が住んでいる近隣住民のインタビューを撮りました。その近隣の方は「いつかこういうことが起こると思っていた」と言ったんですよ。われわれから見れば、これは非常に語弊がありますけれども、おいしいコメントです。使いますよ。私はそのニュースを見ながら、今なら使うけれども、来年５月２１日以降は、これが使えるのかどうか、だれもやめろとは言わないけれども、自らを律するという意味で、これはどうするのかということを考えました。まだ答えは出ていません。それで、裁判員制度の中における報道というのは、５月２１日以降、急にその日から変えるということではあり得ないんです、これ。事前の練習というのも変なんですが、そういう意識の変革をしていかなくてはいけないときに、先ほどのコメントを実際に使えるのか、これは議論は分かれると思います。

ただ、裁判員制度で一般の市民の方がそうしたプロセスに参加するというのは、おそらく健全な市民の常識をそのプロセスの中に入れていくという、これは正しいことだと思います。しかし同時に、そのときの健全な市民の常識というのは何だろうとも思います。先ほど総括参事官が言われたように、例えば裁判というのは証拠に基づいてやる、それ以外のものはだめだ、そのルールはわかりますけれども、健全な市民というのは、おそらく井戸端会議も含めて、新聞も、テレビも含めて、いろいろな情報がたくさん入ってきて、そういうものが頭や心の中にあり

ながら裁判所で提出された証拠というものを見て判断する、それが普通なのではないかと思います。無菌状態の中に彼らを閉じ込めることはできません。そのときに常識というのは何だろう、彼らに与える予断と偏見は何だろうということを、もう一度考える必要があると思います。

先ほど友井さんは拡大均衡という言葉をおっしゃったけれども、基本的に私はその意見に賛成です。いろいろな制度設計の中で、取材・報道をどのようにやるのかというときに、縮小均衡になったら、ますます予断と偏見は強くなります。

国民の常識を裁判に反映させるのが制度の意義

〇三木　この裁判員制度と報道規制については、鳩山邦夫法務大臣がいいことを言ったなと思います。国民の常識を裁判に反映させるのが制度の意義のひとつだと。今の報道を変えたり、強く規制したら、国民の側の常識が変化し、裁判に生かせなくなるという考えを述べています。全く同感です。

平木さんがご指摘になったことの中には、理解できるものもありますし、今の事件報道のあり方がいくつもの問題を抱えていることも認識しております。ご指摘を重く受け止めながら、われわれの側でいくつか改善していくべき点はあると思っていますが。

こうした考え方の背景で、落語の八つぁん、熊さんが裁判員になることを過度に危ぶんでいるのだとしたら、それは違うと思います。今までの報道も予断や偏見を多くの方に与えてきたはずですし、プロフェッショナルな裁判官の方も影響を少なからず受けてきたと思います。いくらトレーニングを積んでいると言っても、プラスの面でもマイナスの面でも報道の影響を受けていないとは考えにくい。判決となって表れたこともないとは言い切れないでしょうし、そういう印象を受ける判決も実際にありました。

しかしながら、これから先、八つぁん、熊さんが裁判員となって評議に加わったときに、職業裁判官がリーダーシップを発揮することで困難な問題は乗り越えられるのではないかと楽観的に思っています。というのも、先ほど立花さんがロッキード裁判の話をされましたが、私も田中元首相が判決を受けた日は法廷で取材していました。千分の一も万分の一も伝えていないというご指摘はごもっともだと思って耳が痛くなっておりましたが。

その判決のあと、ですから８６年１０月以降ですか、当時の裁判所クラブと裁判所当局で毎月積み立てをしていまして、親睦旅行をしたことがありました。ゲストとして検察から吉永祐介さん、それから裁判所からは判決を言い渡した直後の岡田光了さんに来ていただいたはずです。岡田光了さんにわれわれの側が、総理大臣ともあろうものが５億円もの賄賂を受け取っていたことを認定した以上、当時の受託収賄罪の最

高刑の５年を求刑通り言い渡すべきだったんじゃないのかというような質問をすると、岡田光了さんがこういう考え方を裁判というのはするんだよということで、その一端を明かしてくれました。

受託収賄罪で一番悪い犯行を考えたと言うのです。賄賂を受け取って、あの場合は全日空にトライスターを購入させたわけですが、トライスターが不良な飛行機であった場合が最悪の犯行だと言える。ところが、あのトライスターというのは中型旅客機としては優秀な飛行機だったので、トライスターを全日空が導入したために事故が起きたこともない。その辺を勘案すると、罪一等を減じて４年というのが妥当なんじゃないかと消去法的に考えたとおっしゃられた。裁判官というのは深く考えるものだと妙に納得したのですが、ほかにも、いくつか裁判官の思考回路というのを明かしていただいたことによって、われわれはずいぶん啓発されるところがありました。

たぶんこれからの裁判員裁判でも、プロの裁判官はそういった形で、報道の影響に対しても、余分なところは除外して適正な判断をするように導いてくれるのではないかと期待しています。メディアの側がこれからあり方を見直していくことはもちろんですが、メディアとしてはできるだけ多くの判断材料となるような情報を提供していくしかない。先ほど友井さん、渡辺さんがおっしゃったと同じように、留意しつつ徹底した報道に努めていくしかないんじゃないかと考えております。

○吉岡　濱田さんは、この７項目の提示についてはどのようにお感じになりますか。

規制に挑戦するメディア

○濱田　２点ぐらいお話しできるかと思います。まず、こういうことについては報道してはいけない、あるいは留意をしなければいけないという個別項目についての「べからず集」なり、あるいはマニュアル化というのはすべきではないだろうというのが

ひとつです。

これは、読み上げるには長いので資料にとも思ったんですが、きょうは学生さんもいらっしゃるからちょっと詳しめに言っておきますと、テレビ朝日が埼玉でのダイオキシン問題について報道した件で、名誉毀損、信用毀損というのが話題になりました。最高裁判所が平成１５年１０月１６日に判決を出しています。そこでは、報道された内容が、社会的評価を低下させるかどうかということが議論になったときに、例えばテレビで言われたちょっとした文言だとか、一瞬の映像だとか、そういうものだけをとらえて、これで社会的評価が低下したかどうかという判断をするのではなくて、その映像の内容だとか、効果音だとか、ナレーションだとか、テロップだとか、そういうものを全体として見て、放送内容全体から受ける印象というものを考えて、その社会的評価の低下の有無を判断すべきだと、こういうことを言っているわけですね。

ですから、それをやや乱暴に敷衍すれば、今、平木さんのほうからいくつか挙げられているようなこういう項目、それぞれについて、これを報道したからだめだとか、そういう話では決してない、やはり全体としてどうなのかという、それがおそらく問題なんであろうと思います。それが第１点ですね。

それから、もうひとつは、表現の自由と公正な裁判の調整というのは、これはもう非常に抽象的なものの利益衡量で、何が正しい解決かというのはたいへん難しいテーマだろうと思います。大事なことは、やはりそれぞれの価値を厳しくぶつけあって、必要に応じて何度も見直しをする、議論を続けていく。これでルールが決まったからもうみんなこれで行きましょうと、そういうことは僕はありえないだろうと思います。

たまたまこのシンポに出なきゃいけないので何かいい資料はないかと思って慌てていろいろと見ていたんですが、新聞協会が出している『新聞研究』という雑誌があって、それのことしの２月号です。私は全く存じ上げないんですが、イギリスにいらっしゃるジャーナリストで小林さんという女性の方が、イギリスの陪審制と報道の関わりというのを書いていらっしゃいます。タイトルが「規制に果敢に挑戦するメディア」というもので、私はとてもいい論文だと思います。要するにイギリスの裁判報道というのはかなり厳しい規制がある、厳しいモデルなのですが、そこにメディアが抵触することを承知しながらも、あえてこれに挑戦をしていると、そういう話なんですね。ですから、あるケースではそれが法廷侮辱に問われて問題になることもあれば、同じような報道であっても場合によって侮辱罪の適用に至らない、そういうケースもある。おそらく、法律をやっている人間があまりこういうことを言っちゃいけないんですが、法律を完全に守ることが自由を守るということではなくて、法律の逸脱とその法律のルールとの間に常に緊張感があることによって自由が保たれる、おそらくそういうものだろうと思います。

ですから、今、議論になっているいろいろな裁判員制度に関わる法律もそうですし、

あるいは自主規制のルールでもそうですが、そういうものは何かひとつ絶対に正しいという形ではなくて、やはりこれからの運用の中で常に見直していくんだと、今のものが決して正しいわけではない、そういう感覚で議論していくことが必要だろうと思っています。

○吉岡　立花さんは？

あるべき姿からはるかに縮小された状態

○立花　今の濱田先生のお話、もう全くそのとおりだと思います。その点から見たときに、日本のメディアというか、ここに並んでいらっしゃるような一流のメディアはどうなのかということになりますと、実はそんなに挑戦していないというか、つまり制度的に日本の大きなメディアは全部記者クラブにいて、警察とか検察とか、そういうところからリークを受けて、そのリークを中心に現実の報道というのは相当部分行われている。もちろん非常にホットな熱い事件で大きな事件になれば、現場に行って自分たち自身が取材というか、そういうことをやるわけですね。しかし、必ずしもそれ的な行動を常にやっているわけではないし、また人員のリソース的にそれを必ずしもできない、時間のリソースもあります。そうなると、結構、そういう世界の中で果敢な挑戦というのはどこがやっているかというと、割とゲリラ的なメディアなんですね。だから、いろいろな事件でも週刊誌が果たした役割は非常に大きい。

だから先ほどの出版差し止め請求事件のときもそうですが、このとき、真っ先に擁護に立ったのが『ニューズウィーク』なんです。それで、『ニューズウィーク』がどうとらえたかと言うと、こんなことはアメリカでは絶対に起こりえないと。起こったとしたら、『ワシントンポスト』から『ニューヨークタイムズ』から、主要なメディアすべて、テレビ、新聞すべて含めて『週刊文春』の擁護に立つと。それはもう当り前だと。でも、それと全く逆の現象が日本では起きたんです。要するにテレビのコメンテーター、新聞の論説すべてが『週刊文春』をぶったたく方向に行ったんですね。実際には最後の判決、高裁判決は非常にいい判決でして、それはきちんとしたむしろアメリカの修正１条のほうの立場に立っています。

基本的に日本のメディアというのはそうじゃなくて、戦争中にできた１９４０年体制といいますか、それの経済版じゃなくてメディアコントロール版みたいなものがずっと続いていて、その中で報道というのが行われてきた。だから、まさに縮小均衡から拡大均衡というのはそのとおりでして、現状自体がすでに本当にあるべき姿からすると、はるかに縮小された状態であるという、その認識がないと、相当拡大して初めて普通のグローバルスタンダードといいますか、そこに行けるという気がするんですね。

それで、問題のもうひとつは、平木さんのさっきの発言ですが、平木さん自身はた

いへんモダニストで良心的な方だと思いますけれども、この流れの中で現実的に何が起きたかというと、実はそういう報道を律する法律を作るべきだという、そういう方向の動きなんですね。それが現実に起きたわけですね。それは政治の側で起きたわけです。平木さんは、おれたちは関係ないという立場になるかもしれませんけれども、つまり社会というのは相当部分がそういう政治のセクターで動いていくわけです。それで、あのまま行っていたら危ないことになっていたと思います。そういう危機感を、最高裁の側が持っていたのかどうかという疑問があります。

もうひとつは、縮小、拡大均衡の話の中で、あの裁判員制度とともに、刑事裁判のあり方、大きな枠組みそのものが大きく変わったわけですね。それは延々これまでのように時間をかけて、精密司法といいますか、細かいことを、それこそ、とことん突っつき回すような、そういう裁判はできない。それで、そのためにどうすればいいかということで、結局、事前の整理ということを強調して、それで公判が始まったらほとんどアメリカ的な裁判で、ほとんど法廷が舞台みたいな感じになって、そこで検察官と弁護士がアクターを演じて、それを裁判員あるいは傍聴人とメディアがウォッチするという、そういう方向に行くわけですね。ものすごく効率的になって、それはそれでいいのかと思います。

いいのかと思うんだけれども、これまで裁判に関する具体的な情報が多く出ていた表舞台の裁判の部分が圧縮されて、相当部分が裏舞台に回される。そこは一般のメディアの方々が表をウォッチするという方向ではなくて裏にまで取材をしなきゃいけない。それで初めてちゃんとした報道が保たれるということになると思うんですが、それがこれまでのような体制、つまりもっぱらお上のリークに頼るような方向でやっていたらこれはだめです。要するに裁判員制度というのは、うまくいけばいろいろな意味で日本の社会が大きく変わるきっかけになると思うんですが、それはすべてのセクターにおいて諸刃の剣的な部分があって、相当しっかりしないと。つまり、どこがしっかりしなきゃいけないかというと、メディアの側も、裁判官の側も、検察の側も、それから弁護士の側もみんなそうなんですね。要するに今までの司法のあり方が本当にがく然とするほど姿が変わると思うんですね。そのことの理解が今相当欠けていて、このままいくとお上がやったお芝居をみんなで見て拍手して終わりという方向に行ったら、これはたいへんなことだという気がします。

○吉岡　平木さん、何か追加のコメントなり、ご意見はございますか。

一般市民の言葉で説得できる判決文を

○平木　吉岡先生から、判決が社会の疑問に全く答えていないのではないかということで、確かにそういう面もあると思うんですけれども、事件がなぜ起こったか、被告人の動機は何だったのか、そこに世間の方々の関心が集まるんだと思うんですね。と

ころが動機というのは、仮に被告人が犯人だったとした場合ですけれども、被告人自身が本当のことを話さない限りわからないという部分がございます。注目の高い事件は往々にして被告人が動機を語らない、あるいは語ってもちょっと違うんじゃないかということが多いものですから、長期間の裁判の結果、ふたを開けてみると殺したことは間違いないというような、そういった判決にならざるを得ない事件も多いのかなという気がいたします。

それから、判決が長くて悪文でわかりにくいというのは、確かに過去にそういうことがあったのは事実です。立花先生がおっしゃったように、裁判員裁判が始まるということは、まさに裁判の中に一般市民に入っていただくということですので、一般市民の言葉で説得できるような判決文にしなければいけないし、またそうなるのではないかと思っています。

○吉岡　そもそも予定では、もう２０分ほど前に休憩に入るはずでした。とにかく１回休みましょう。１０分間の休憩を取ります。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　（休憩）　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．過熱報道はなぜ起きるのか

○吉岡　それでは後半に入ります。

これまでの議論をまとめるのは難しいのですが、ともあれメディアの側は、原則として取材を拡大していく、より徹底していくということだろうと思います。

取材をするということはから一から十まで、プライバシーの侵害かもしれませんが、取材で得たものの中から何を報道するのか、そこでこそ自らを律するという意味での倫理性やセンスが問われるのだろうと思います。

一方で、われわれは、テレビや新聞、雑誌ばかりでなく、ネットからもさまざまな情報を得ています。そういう情報が一人ひとりの知識となり、意識となって、日常会話でも欠かせないものとなっています。言い換えれば、裁判員制度が始まったとき、情報を遮断することは不可能である、ということですね。むしろ裁判官も、あるいは裁判員も、さまざまな情報に接しているんだという前提に立って、じゃあどうするのかということを考えなければならないのではないか。だからこそメディアは自己をどう作り、どう律し、何を報道していくのかが問われていると思います。

ＢＰＯの放送倫理検証委員会は先ごろ、光市事件の差し戻し控訴審の報道について、特にテレビの話ですが、報道上の問題があったのではないかということで、『意見』を公表しました。後半を始めるにあたって、この『意見』の集約に当たられた小町谷育子さん、放送倫理検証委員会の委員長代行ですが、小町谷さんからこの調査の経験

から考えられたことをお話しいただきたいと思います。

今までのようなタコツボ化した司法ではなく

〇小町谷　放送倫理検証委員会で委員をしております小町谷と申します。よろしくお願いいたします。

この事件について、膨大な放送でしたので、小委員会というのを作りまして、私もそのメンバーのひとりとして調査に当たりました。

きょうの問題提起、時間も限られていますのでひとつだけに限らせていただきます。

放送を見ていくうちに、私も法律家として司法に身を置いているものですから、どうしても気になることがありました。放送は、公開の法廷で行われた裁判というものを報道しています。その中で、果たして、刑事裁判でどのようなことが行われているかについて視聴者に対して正確に伝わったのか、ということが気になりました。刑事裁判は当事者主義が取られています。検察官と、被告人を擁護する弁護人の、主張・立証の攻防で真実が見えてくるはずです。それを裁判所が認定する。そういう構造になっているということを、やはり前提として押さえたいと思っていました。

ここであえて法廷を“舞台”というふうに言わせていただきますが、この舞台には本来、登場人物としては三者がいるはずです。それは裁判所、検察官、被告人弁護人という三者ですが、一連の放送の中ではこの中の被告人と弁護人だけの部分が取り上げられて放送されていた。どのような舞台でも、少ししか台詞のない者でも重要な役割を担っていることがあるわけですが、裁判所がどのような訴訟指揮でこの刑事裁判を進行したのか、あるいは検察官は被告人に対してどのような反対尋問をしたのか、果たしてそれは効果的だったのか、弁護人が立証しようとしていることをどのように減殺したのか、というようなことは全然見えて来ませんでした。

かえって、ひとつひとつの被告人の言葉というものを取り上げて放送して、それを否定する意味でなのか、それに置き換えたものなのかわかりませんが、被害者遺族の記者会見の映像を差し込み、また被告人の供述、そのあとに被害者の遺族の記者会見映像と、交互にずうっと繰り返しがなされていました。そうすると、あたかも刑事裁判が“被害者遺族”対“被告人・弁護団”のような構図になっているのではないかと非常に危惧感を覚えました。それが最も、法律家としても気になった部分です。

もしかすると、この一連の放送は、この舞台で演じた弁護団の演技、パフォーマンスがあまりに酷すぎるのではないかということを放送したのかもしれません。そうなると、どうしても気になってきますのは、演技が酷かったということと、被告人の供述を台詞としてこの舞台に乗せていいかということは、弁護士の業務としては、別の

ことだと思うのです。

被告人の供述を乗せて良いか悪いかということは、もちろん被告人とその弁護士の間の信頼関係にも拠って来るのですけれども、もしも、被告人が「どうしても自分は法廷で言いたいんだ」と言ったときに、弁護団の戦術として言わせないと、そういう選択肢が果たして弁護士の倫理上の義務として言えるのか、と。もうそんなことを言ったって裁判所にはどうせ通用しないよ、言ったってムダだよとして、被告人の言いたいことを押さえてしまっていいのかという問題点が弁護士の義務として出て来ます。ですから、当事者主義と弁護士の役割というものを放送はどのように考えておられたのかということが気になりました。

最後に感想ですけれども、この光市の事件は、法律家としてはものすごくインパクトがありました。それは何かと言いますと、“私たちも変わらなきゃ”ということです。つまりメディアの人たちの取材にどうやって対応して、どういう話を出すべきなのか、それはもちろん守秘義務の問題があるのですけれども、そのことを押さえつつ、今までのようなタコツボ化した司法ではなくて、情報を出しながらどのように刑事裁判に対応していくのかということが問われているとも思っております。これで終わりにいたします。

○吉岡　この報告書は、ＢＰＯのホームページから、ダウンロードできます。

小町谷さんにお話しいただいたのは、これについてここで論議しようということではなく、この裁判の報道が、事件や裁判報道に関わって、マスメディアがどういう落とし穴というか、問題に陥りやすいか、その参考事例としてあげてみたということです。

光市事件や裁判に限らず、最初にご覧いただいたビデオの中にもありましたように、マスコミはさまざまな間違いや判断ミスを犯してきました。その反対に、深い報道によって救われた人たちもいますが、もう少し一般化すると、これからの裁判員制度の下では、メディアスクラムや犯人視報道には、確かにこれまでよりもっと厳しい目が向けられるでしょう。いったいなぜこのような取材姿勢が生まれたのか、少し振り返って確認しておきたいと思います。

渡辺さん、テレビはいいこともしています。でも相当に顰蹙を買うこともやっている。では、なぜ、この過剰報道や過熱取材ということが起きるようになったのか。テレビの現場の経験からお話しいただけますか。

ＥＮＧ取材の拡大がメディアスクラムを

○渡辺　例えばメディアスクラムに関して言いますと、いろんな側面がありますが、テクニカルな側面に絞ってお答えいたします。フィルムの取材からＥＮＧに変わったというのがひとつの大きな要因になりました。これは物理的な要因もあります。フィ

ルムは撮影して、現像して、それを放送するというプロセスです。

例えば１９８０年前後ですが、その頃にＥＮＧ取材が急速に拡大しました。それと取材陣が殺到するという意味でのメディアスクラムは相関関係があります。具体的に言いますと、１９８１年の先ほど出ましたロス疑惑、あれは１９８１～２年にかけて相当な騒ぎになりまして、８５年に逮捕されるという、そういう経緯は先ほど申し上げたとおりです。その５年前に先ほど立花さんのおっしゃったロッキード事件が発覚しますが、ロッキード事件の時には表面的な意味でのメディアスクラムはありませんでした。あの頃はフィルムが主体でした。ＶＴＲ、ＥＮＧがなかったわけではないが、少なかった。

ＥＮＧが一般化するとはどういうことかと言うと、これも極めて具体的な話ですが、それまでフィルムはカメラマンと照明の２人です。当初スタートした頃のＥＮＧは、カメラマンと照明と、あとＶＥというビデオ・エンジニアで音声を主にやる方です。１人増えるんです。ＮＨＫさん含めて６社が集まれば６人増えます。で、６人増えるだけなら大したことはないけれども、このＥＮＧがどんどん進化して、量産効果で安くなって、買ったり借りたりしやすくなると、あるひとつの大きな事件の取材現場で、一社から５台、６台、７台、カメラが殺到するという状況がでてきました。今はありませんけれど。そういうものが大きな影響を与えたというのがメディアスクラムにはあります。これは技術革新の両面です。

それともうひとつは、ＶＴＲは映像がきれいとかいろいろありますが、常に映像に音が付いているということなんです。フィルムは、もちろんデンスケなどで録音できますが、基本的には、インタビューを除いては、当時はサイレントが多かったわけです。音がないということです。ところがＶＴＲは常に音が一緒ですから、取材方法というのはそれによってずいぶん変わりました。フィルムは１回撮って現像すると、もう１回その上に撮り直すことはできません。これはスティールも同じです。ＶＴＲはその上に、何回も撮影できるのです。取材の時間も含めて長くじっくりできるし、それと同時に回し続けることもできる。

ですから映像と音が常に同時というのは取材のやり方の面でもずいぶん変わってきまして、いいことなんですけれども、あまり良くないこともある。記者やディレクターが、ある案件について、いったい何を聞きたいのか、あなたは何に関心を持って

いるのかというのが仮に薄くなってもですね・・・(笑)・・できるんですよ、これは。例えば、容疑者がいると、記者やディレクターがマイクを向けて「一言お願いします」。「一言お願いします」というのは質問ではないんです、記者やディレクターがその容疑者に対して何を聞きたいのかというのを絞り込まなくてもできるんです。まあそれがすべてとは言いませんが、フィルムからＶＴＲへの変革というのは圧倒的に技術革新で良かったんですが、そういう記者、ディレクターについては、違う意味でも変質を遂げてきたという側面もあります。その前には実はカメラの台数が多いという意味でのスクラムは基本的には存在しませんでした。

そうした状況がおよそ２０年近く続きます。それで民放連が集団的過熱取材防止ということで新聞協会と一緒に協議したのが、１９９９年から２０００年にかけてです。これは何とかしないといけないということで、みんなで知恵を絞って、協会とか民放連が苦労しながら今の体制を作り上げてきたという経緯がありました。

それ以降、さまざまな工夫をしていますが、それが社会的にもはっきりして来たのが、あの拉致被害者５人の方が戻って来た時でした。あれはメディアスクラム防止でかなり完璧な取材体制を敷きました。完璧というのは批判もあるという意味です。かなりの取材規制をしたということです。しかし、そうしなければ現場は無茶苦茶になることが事前からわかっていましたので、新聞協会、民放連、それから、雑誌協会もそうでしたが、一定の自主的なルールを作ったという経緯があります。

○吉岡　もうひとつ、渡辺さん。カメラが電子化されたことによって、あっちこっちに取材がしやすくなりましたでしょ。だから、東京で突発的な出来事があって、番組ごとにクルーを出すというのはわかります。だけど、地方で起きた事件でも、東京から、番組ごとに出すようになったでしょ。

○渡辺　はい。今、それもかなり抑制していますが、番組のある種の独自性がテレビの場合には前面に出まして、先ほど申し上げたように、大きな事件、事故になると、各番組ごとに出すというのもありました。しかし最近はかなり抑制しています。それぞれの地域の記者クラブの要望・要請も含めて、もう無制限に出すことはしないということで、各局の報道の中で集約する。簡単に言いますと、ニュースで流している報道と、それからワイドショーに代表される情報系の番組、そういう報道・情報の、ある種、一体化、集約するという意味ではかなり進んできたということはあります。

○吉岡　三木さんはさまざまな事件取材を重ねてこられる中で、「テレビのカメラがずいぶん増えた。鬱陶しいな」と、率直に言って・・(笑) そう感じたことはありましたか？

張り番が取材手法として妙な形で確立した

○三木　思い起こしてみると、ロッキード事件の時に、児玉ルートといって、児玉誉

士夫さんという右翼活動家がフィクサーとして暗躍したというので、児玉さんの取材をしようとしたんですが、なかなか本人の取材ができない。そこで世田谷の児玉さんの自宅の周辺に、新聞社が、記者とカメラマンをそれぞれひとりずつ、だから各社２人ずつ派遣して、あれは半年前後も張り込んだんでしょうか。“児玉番”という名前を付け、『児玉番日記』なんていう本にもなった覚えがありますが、私も地方支局にいたんですが応援で駆け付けてきて、３週間ばかり児玉番をやったことがあります。その時には、テレビのカメラはほとんどいなかったと記憶してます。

２，３年後に、グラマン・ダグラス疑獄というロッキードと同じような疑獄事件の捜査を東京地検がやるのですが、その時に日商岩井の副社長だった海部八郎さんが焦点の人物でして、その海部八郎邸の前で“海部番”という仕事が始まるんですね。その時にはもう各テレビ局もテレビカメラのクルーを連れてきて押し合いへし合いやっていました。

ある雨の日に海部さんが出勤しようと思って出て来たら、みんなそれを取り巻いて大騒ぎになったもので、海部さんが、傘を、振り回したんです。そうしたらその映像がそのままニュースになり、実は新聞も、カメラマンが傘を振り回す海部さんの写真を撮っていまして、なんと記事は私自身が書いた記憶があるんですが、社会面トップで「海部さん　大暴れ」といった記事に仕立てたわけです（会場笑）。で、本来は航空機の導入をめぐる汚職事件の取材から始まったのに、海部さんのご乱行みたいな話に本質から離れたところでニュースが展開されるようになったのです。そんな奇妙な現象が出だしたのは、今思えばあの頃でしょう。

なぜ詰め掛けるかというと、児玉番の時もそうなのですが、どうなるかわからないからなんですね。記者が全く見当つかない、きょう、どういう展開になるのかもわからない、わからないからとりあえず当事者に近い所へ行って見てろや、という単純なところが出発点なんです。児玉さんの時には、張り込んでいたら、児玉邸の中にいる右翼の活動家が、記者たちが鬱陶しいからとホースで水をかけたり、話題を提出してくれた。最近の事件でも似たような光景がありましたが・・(笑)・・

水をかけてくれたり、あるいは別の人がレンタル飛行機に乗って児玉邸に突入するというあらたな事件まで起きたのです。張り込んでいた記者たちにとっては、目の前で事件が起きるという恵まれたチャンスに何度か遭遇していく中で（笑)、張り番というものが、なにか、それ自体に目的があるかのような錯覚を生み、取材手法として妙な形で確立してしまった。それが先ほど渡辺さんが言われたカメラクルーの増加と相まって、今、メディアスクラムと言われる現象の一側面を形作って行くようになったのではないかと思っています。

○吉岡　友井さんに伺いたいんですけど、日商岩井の海部さんが一連の駆け引きの中でどんな役割を果たしたかが問題なんであって、傘を振り回したかどうかというのは

本質じゃないわけですよね。それは正論です。だけど、傘を振り回す光景は、よく言われるテレビの「おいしい画」ですよね。フォトジェニックと言ったりもするんでしょうが、いかにも悪い顔をしているとか、いかにもご乱行とかですね。きょう、冒頭でお見せしたビデオの中にもありましたけれども、秋田の連続児童殺害事件の時、被疑者がカメラを叩いたりすると、もうそれは「いただき！」の映像になったりする。そういう画というのは、友井さん、ずっとテレビをやってきて、「ＮＨＫはあんまり使いません」と言うかもしれないけど、でも現場にいたら「おいしい画だっ！」と思うでしょ？

無罪推定ということが浸透して行けば・・・

○友井　うーん、まあ、実際、ＮＨＫとして、そういうカメラを叩くようなところ、あるいは文句を言っている場面で、その音声は使っていませんね。もちろんそういう注目を集めているご本人の映像を、それは使わないということはないんですけれども、ただ、そういうカメラを叩くようなところを殊更に使うということはしていません。

○吉岡　なぜですか？

○友井　私もその場にいたわけじゃないんですけれども、なんか挑発をしてそういう態度をとらせて、それを使うというようなマッチポンプみたいな感じもしますし、それは本当に嫌だなと私どもも思いますよね。ただ、そこに、いないでいいかというところがジレンマになるところで。もちろんＮＨＫは挑発したりとかそういうことはしませんし、そういうのがあったら・・・

○吉岡　いや、民放だって、多分、挑発しないですよ。ね？　する？（会場笑）

○友井　うーん、それは誰がどうということじゃないんですけどね。ただ、やっぱりそうとしか考えられんようなこともありますんでね。あるいは同じ質問をするにしても、聞き方ということで言えば、質問の形を取っていても逆撫でするような聞き方というのもあるわけですし、それはやはり広い意味で挑発と考えざるを得ないようなこともあるわけですね。やはりマスコミが行って、そのために起きたようなことを殊更に取り上げるっていうのは、要するにマッチポンプっていうか、おかしいですからねえ、そこはしないように心掛けています。

○吉岡　でも、率直に言って、例えば秋田の事件にしても、あの和歌山のカレー事件もそうでしたけれども、報道陣に向かって、水を撒いたり、カメラを叩いたりする映像って、われわれの頭の中にあの映像が残っちゃうんですよ。逆に言うと、ＮＨＫのおとなしいニュースはなかなか残らなかったりする。そういう視聴者の側の受け止め方、事件に対する受け止め方が変わってきているのではないかとも言えるんじゃないですか？

○友井　先ほどから、踏み込んでないということとかですね、なかなか、ここに座っ

ていても苦しい立場にあるんですけど・・・(笑)

まあ、そこは実際、この前もちょっと最高裁の判決を批判するような取り上げ方をしたらですねえ、「よくぞ言った」というようなメールやファックスを頂くところに・・・

○吉岡　一方で？

○友井　必ず「ＮＨＫがそんなことを言うとは思わなかった」みたいなことが書いてあってですねえ・・・(笑)・・「ありがとうございます」という気持ちと「すいませんでした」っていう気持ちがありますけれども。

ただ、そうは言っても、印象に残る、残らないということはやはりその伝える中身によって測られるものであるべきだし、また、そういうことで伝えられるようにと思っています。また裁判員制度ということで関連して言えば、裁判に加わることでそういう無罪推定ということが浸透して行けば、やはり犯人視するような報道をするマスコミ自体がバカにされるという・・

○吉岡　視聴者からね？

○友井　はい、あり得るのではないかな、と。それは無罪推定ということも知らないのかと、あるいは警察から聞いたような供述がそのまま真実と思い込んでいるようなのは何だということが、世間的に、社会的に通用しなくなるということも有りうるのかな、と。

ただ、これはどうなるかわからない。今のは楽観的かもしれませんし、悲観的に考えれば、しかしそうは言ってもほとんどが有罪になるということになると、実は裁判員制度によって逆に犯人視というか、要するに起訴、逮捕・起訴されたら有罪だっていうのが、こう、やっぱり自分がやった事件で「いやあ、それは被告人も何か言っていたけど、結局は有罪だったよ」っていう、１回の、しかし強烈な体験がもしかしたら裏目に出たらっていう悲観的な考え方も、それはできるわけですよね。

だから、そこは、裁判員制度によって社会全体の受け止め方がどう変わるのかっていうことは、非常に何とも今の時点でこうだとは言えませんけれども、やはり私どもとしては少しでも多くの見方を提示していくということを考えて行くしかないのかなということですね。

５．問われるメディアの取材力

○吉岡　立花さんね、その非常にフォトジェニックな、インパクトのある映像を使った報道が、これはある種のセンセーショナリズムにもなるのかもしれませんけれども、多くなったことは間違いないと思うんですよ。先ほど立花さんは、いったい、本当のところ今のメディアは、テレビも新聞もですが、ちゃんと取材してるのかと、表現の自由をきちんと行使しているのかという問題提起をされましたけれども、その観点からご覧になって、このごろの映像中心のニュースや情報番組は、やっぱり批判すべきものということになるのでしょうか。

○立花　うん。ちょっと、また・・・

○吉岡　ひっくり返すんですね（笑）。

形式的な公平性を保つことではフェアにはならない

○立花　筋の違うことを言いますと、先ほど渡辺さんが言った、あの技術の変化というのがテレビに非常に大きな影響を与えた。で、あそこの時点の技術変化よりもさらに大きな技術変化というのは、僕はデジタル化だと思うんです。つまりアナログの映像を撮っていた時代とデジタルになってから、決定的にテレビが違ってきたんですね。

それで最近のテレビの大問題を起こすような問題というのはすべてデジタル技術の中で起きています。何が起きたのかというと、これは一般の人にはそれほどわからないんですが、作る現場からすると、如実にその前と違うのは、いかようにでも編集できるということです。それで嘘を、全くの嘘を本当のように・・(会場笑)・・見せかけるということが幾らでもできるのです。

それと、ほとんど同時期に起きていることは何かというと、先ほどの報道と情報番組という２つのカテゴリーが微妙に重なってきて、そこの変化があった。また決定的な違いを及ぼしたのは、報道と情報という全く違うカルチャーの世界なんです。だから同じテレビ人でも会社に入った時から採用のされ方が違うし、その育てられ方が全く違う。基本ルールの習得が全く違うわけです。で、番組の作りにおいてもそうなんです。

さらに、それとほぼ同時期に起きたことは、元々、テレビの報道は、すべてそこの正社員というか、そういう人たちが中心になってやる世界から、どんどんどんどん外注されて、プロダクションが出てきた、そういう大変化があったわけですね。

この３つの大変化が重なった結果として、『あるある大事典Ⅱ』以後、ＢＰＯで取り上げた問題もほとんどその技術がなければ起き得ないような問題の中で起きているんです。で、その大変化を一般の人はほとんど気が付いてないんです。要するに、皆さん騙されているんですね。・・(会場笑)・・この会場に来ている人は、半分以上、テレビ界、よく知っている方だから、それは当り前と思っているかもしれないけど、

一般の人は騙されたままなんですね。だからそういう大変化の中で、本当にこれから気を付けて行かないと、既に持ち上がった問題的なことが、これからますます、しかも上手に起こる。だからテレビのクオリティがどんどん下がる。その真実性という意味で下がる可能性があるわけですね。

テレビの基本原則というのはよく言われるように真実と公平と公正なんです。それでその真実性の担保というのが、今言ったような技術変化によって作ろうと思えば幾らでも嘘を作れるという意味で、危うくなっている。それから公平性のほうは、一応、機会均等的に取材対象を振り向ける、あるいはそのフロアにいる人に順番に向けるということで、ある程度は担保されますけれども、これも制作の全過程を見るといろいろ難しい問題がある。

それ以上に難しいのは、公正ということだと思うんですね。その公正原理というのが、これは濱田先生がご専門のところですけれども、１９７０年代にロールズっていう人が『公正としての正義』という論文を書いてからですね、ジャスティス・アズ・フェアネスという、要するにフェアであることが何よりも大切なんだということを言い出してから、法の関わるあらゆる側面でフェアネスが、ものすごく言われるようになったわけです。で、ロールズ以前の正義論とロールズ以後の正義論が全く変わっちゃって、それでそのあたりは一般の人はほとんど知らないんですけれども、グローバル・スタンダードとしてものすごく変わってるわけですね。

それで、それは何かというと、要するに形式的な公平性を保つことではフェアにはならない、と。元々、そのメディアを利用する、あるいはいろんな意味で社会の仕組みを利用する段階で、おのずからいろんな人に格差が生じてる、と。その格差をある機会を与える時に是正した上で与えないとそもそもフェアさが保てない、フェアさが保てないということで起きたのが、あのアメリカで起きたアファーマティブ・アクションといいますか、より権利が少ない人に意識的に社会装置としてプラスαを与えるというか、例えば就職の機会とか入学の機会とか、何から何までそういうふうにバイアスを付けるという、そういう仕掛けが社会に全部取り入れられてきたんですね。

それがメディアの世界でもある程度取り入れられ、どの程度取り入れられるべきかはいろんな議論があると思うんですけれども、そこはやっぱり非常に大事なところです。

だから、例えばさっきの裁判の原理で言えば、検察官のプロセキューションがものすごく激しく、ある意味で裁判の制度の中で優遇されているところがありますから、どうしても弁護側の声は小さくなることがあって、そうすると、裁判制度の中でそこはきちんとバランスを取るという感じでフェアネスが保たれるんだけれども、光市事件みたいなことになると、ものすごいバッシングがあの弁護団に対して起きたわけですね。だから、どうしても普通の報道原理に従うと、面白い話、いい映像、そういう

感じで本能的にそっち側へ行きますから、そうすると本村さんの取材に行っちゃうわけです。で、感動的な場面を作れるわけです。そういう番組、作れるわけです。でも、そうなった時に、本当は、フェアネスの原理に立てば、作る側としてそのバランスを取るという意識的な操作が、本来、必要なはずですね。で、それがいい番組を作るということだと思うんだけれども、あの場合はそこのバランスが相当狂ってズルズルっとなっちゃったということがあると思います。

で、それをＢＰＯが指摘したおかげで、判決の時点の番組の作り方がものすごく変わったということがあると思うんですね。そういう意味で、僕はＢＰＯって、まあ、われわれの自画自賛的な話になりますけど（会場笑）、相当いい役割を果たしたな、と。あの時出したＢＰＯの報告がありますよね、吉岡さんと小町谷さんと２人で中心的に作ったあの報告が果たした役割っていうのは非常に大きいと思うのです。

○吉岡　お褒めいただきまして、どうもありがとうございます（笑）。・・今のご発言は、非常に重要な問題を提起していると思います。

フェアネス、公正さというものを現代社会において、制度的にもどう確保するのかという問題と、他方で、ものすごいデジタル技術の発達によって、特定の現象が非常に誇張されて流通する問題。この社会では、この両方が同時並行で進んでいて、重要な場面でこそ、このバランスが崩れてしまうことをどうするのか、という問題です。われわれはこの両方を統合するノウハウをまだ十分に持っていないということだろうと思います。

多分、渡辺さん、もう一言、言いたいでしょう？　今の立花さんのご意見に対して。

テレジェニックという要素

○渡辺　うーんとですね、三言四言ぐらい申し上げたいんですけれども・・・（笑）

民間放送の場合、局によって違いますが、私どもの局で言いますと、数年前に、先ほどの報道・情報という話ですけれども、これを統合をいたしました。報道と情報が一緒で、報道局と言っていますが、そこにはいわゆるニュースをやってるセクションと、いわゆるワイドショーをやってるセクションが同居しております。それで、入社しての教育、配属されての教育っていうのは、当然、同じ局ですから、一緒にやっております。これがかつてとは違うところです。

それともうひとつ、立花さんが触れられた外部のプロダクションの人の話がありましたが、彼らも、今、スタッフ教育ということに関して言いますと、同じ場でやっているというのが実情です。これまでのさまざまな問題を踏まえた上での具体的な取り組みだとご理解いただきたいと思います。

それから小町谷先生、吉岡さんが中心にお書きになった光市事件に関するＢＰＯの意見書ですが、私どもとしましては時宜に適った非常に重みのあるものだと受け止め

ております。いろいろ書き込まれていますが、私がスタッフに説明しているのは、例えば番組の中で感情的な表現というのはあったのか？　冷静な番組作りというのが今、要請されている。それからもうひとつは、先ほど小町谷先生もお触れになりましたけれども、刑事裁判の仕組みだとか動きとかいうものをきちんと把握しているか、こうしたことについては、やはり指摘されたことは真摯に受け止めて、やって行かなければならないであろうと私は考えております。

それを踏まえてですが、先ほど立花さんがご指摘になったデジタル化云々で言えば、プラスの面と気を付けなくてはならない面が両方あると思います。

具体的なお話をしますと、昔は生中継をやる時には中継車というバスのように大きな車が必要でした。今は必ずしもそうではありません。例えば１９９０年代の初めに、ＣＮＮにピーター・アーネットという特派員がいました。湾岸戦争の時ですが、砂漠に中継車などありませんから、可搬型のかなり大きな中継装置を持って行きました。現在、その装置が技術革新で非常に小型化されています。そこではパソコンを使ったり、携帯を利用したりして伝送しています。今回の四川大地震では各局とも、そういう方法も使っております。

そうした点は技術革新であり、進歩は非常にいいことですが、立花さんが先ほどおっしゃった、全くの嘘を本当のように編集できると・・・

○立花　（笑）

○渡辺　そうしたものは小説の世界ではあります。例えば亡くなられた野沢尚さんの『破線のマリス』という小説がありますが、優秀な女性ＶＴＲ編集者が、テープを逆回しして編集し、違う事実を作っていくという極めてスリリングな内容の小説です。やろうと思えばできるでしょう。しかし実際にはやらないし、やってもすぐにバレます。ただ、あそこで野沢さんがお書きになったことは、こんなのあり得ないということではなく、映像には元々そういう要素も入ってるという、ある種の映像論を展開されたかったのだろうと思っています。そういう意味で言えば、立花さんがご指摘になったこともわれわれは謙虚に受け止めるべきであろうと考えています。

最後に一言だけ付け加えさせていただきます。吉岡さんは先ほど、フォトジェニックっていう言葉を使われました。写真映りがいいとでも訳すのでしょうか。テレビの場合には映像だけでなく音声も入っていますから、あえてテレジェニックという言葉を使いますが、テレビを作る側の職業的な本能として、テレジェニックという要素を否定することはできません。これからも重要な存在であり続けるだろうと個人的には思っています。

テレビの武器は映像と音声ですが、それは強力な武器であると同時に凶器でもあり得ます。常に武器への誘惑に駆られるという、その本能はありますが、それが突如凶器に変身したらどうなるのか、極めて強い社会的制裁が待ち受けているであろうと、

私は想像しています。

それではどうするのかといえば、われわれ、規制は嫌です。ＢＰＯがまさにそうですが、第三者の自立した独立した機関で自分たちの身を律して行こう。われわれはそうした組織のアドバイスとか助言を受けながら、マスコミの自由市場、フリーマーケットの中で、踏み外したら自然淘汰されるということを肝に銘じながらやるしかない。公的規制をわれわれはお断りしたい、というのが本心であります。

○吉岡　さまざまな技術的な変化、進歩によって、映像表現だけでなく、取材の手法それ自体もおそらく変わってくるでしょうし、取材の手法が変わると取材者自身の現実を見る目にも変化が現れるんじゃないかなと思います。

三木さん、もちろんベテランでいらっしゃいますけれども、先ほどお話になった中に、若い記者たちの取材に対する構えが変わってきた、ということがありました。そのことは捜査当局や捜査関係者との関係にも変化として現れてきていると思いますが、いかがでしょうか。

記事化率は入手情報量の３～４割

モニター室も満席に

○三木　そうですね、だいぶ世代的な差はありますし、まあ言ってみればわれわれの世代は全共闘世代でもありまして、“何でもとりあえず権力機関は疑ってみよう”みたいなところから入ってたのが多少変わってきたかなという気がします。

それから事件取材っていう面で言うと、ずいぶん今の記者にとっては環境が厳しくなっていることも、見逃せません。何も事件取材っていうのは当局からのリークだけで成り立っているわけでもないのですが（笑）、例えば警察を相手に取材しながら、その事件とか捜査の常道というのを、こう、学び取っていく。大体新聞社に入ると最初の４～５年は地方支局でサツ回りをやらされるという経験を積むわけです。僕らの時代には毎日、所轄の警察署へ行くと刑事課の部屋に入って、夜は宿直室へ入って、いろんな刑事さんたちの話を聞きながら警察の常識っていうのを学び取っていった。ニュースっていうのは一種の異常時ですから、常時っていうか、平時を知らないとニュースがわからないんですね。だから常識をたくさん身に付けるのもひとつですが、平時をいかに、深めていくかということが、ニュースに即応できるということになるのですが、警察の取材ということに関しては、最近はすべて警察署では副署長が対応するので、刑事部屋な

んていうのは入っちゃいかんということを駆け出しの時から言われています。東京へ来て警視庁を回っても相手にほとんどされなくなって、広報担当者から取材をするというような仕組みになっている。秘密保持のために普通の捜査員にはメディアの応対をさせないというような体制が強化されているわけです。その中で新聞記者側はなかなか取材が難しくなっている。

何て言うのですかね、記事化率っていうか、露出率っていうか、僕たちは取材した入手情報のうちの何割かを記事にする。だから入手情報量を分母に置いて分子はその記事ということにして行くと、まあメノコでそれが半分以下、３割４割だと余裕もできて点検することもできるという印象を抱いていますが、当局の取材が難しくなれば、あるいは取材記者側の平時への備えがおろそかになって行けば、なかなか分母のほうが溜まって行かない。しかし分子のほうへの要請というのは強まって行きますから、下手をすると分子のほうが分母より上回ってしまうという状況になっているのではないかという気がしてなりません。

捜査の動きを追っていく時に何が一番カッコイイ記事かといえば、事件の容疑者を「きょう逮捕」と書くのが事件記者の間ではカッコイイんですね。醍醐味だとも言われています。これは本来、さっきいろいろ建前論を言ったのとはちょっと違って来る、現実的な事件記者の面白みの話ですが。

その「きょう逮捕」というのをつかむためには、実は捜査幹部のところへ行って「明日ですか？　明後日ですか？」というような話を聞いて、その感触によって「きょう逮捕」って書くんではないんですね。さまざまな捜査の進捗状況を把握し、さらに「きょう逮捕」の前夜には、捜査員をどうやって張り付けるのか、編成表を手に入れ、その編成表に出ている捜査員に本当に明日は何時にどこで集まるんだというところまで取材して、「きょう逮捕」と書くのがひとつの事件記者なりの美学なわけです。で、それがつかめない、裏が取れない時には「一両日中に逮捕へ」というような記事になっていたんですね。これは事件取材のごく一部の話ですが。

それが最近の報道を見ていますと、浮かんでいる容疑者を「今週中にも逮捕」、それから酷いのは「今月中にも逮捕へ」なんていうのが（会場笑）、こう、かなり大きく報じられるようになっている。これは美学に反するっていうよりも、要するに取材が足りてない。分母のほうが大きくなって、一種、丁半博打化しているというところなんじゃないか、と。これ、「きょう逮捕」が「今月中に逮捕」に変わっているだけならいいのですが、ほかの事件報道でもこういった分母より分子が大きくなるような状況になっていたらとんでもないことじゃないか。最近の動きとして取材が困難になる中で、われわれの取材力というのがそれに応じて上達していない、向上していないというような心配は抱いています。

○吉岡　今、三木さんからは、取材で集めた材料の３割４割くらい使って記事にする

のが余裕があってちょうどいい、というお話でしたが、ノンフィクションの場合で言いますと、それでも多すぎる、本の場合ですと２割ですね。それ以上使うと中身が薄くなってしまう、というのが私の経験的な実感です。

では、その２割は何なのかというと、そこにはもちろん、その事件なり出来事なりの概要や容疑者・被告の生育歴、あるいはその生育歴に潜んでいる社会的な条件や背景の記述があり、加えて書き手がこの全体をどう考えたのか、ほかのメディアや判決が言っていることとどう違うのか、その根拠は何か、ということがあります。そういうものがなければ、マスコミでさんざん撒き散らされた情報の整理にしかならないですからね。

私は取材者や書き手が自分の見方、なぜそう考えたのかの軌跡を事実に沿ってきちんと描くことが、今はとても大事だと考えています。「私」の視点ですね。というのも、私たちがぞっとするような事件や犯罪は、以前とはずいぶん違ってきたと思うからです。怨恨や痴情のもつれとか、お金の貸し借りのこじれというような、旧来型の事件はわかりやすい。そうではなくて、この１０～２０年くらいは、たまたまそこで遊んでいた子どもが誘拐されたりとか、偶然そこを歩いていたらナイフを振り回した犯人がいて、殺害されたというような、被害者が全く偶然に選ばれて被害者になり、しかし他方で、加害者はその生い立ちや家族、友人などとの関係、その時々の社会的風潮によって必然的に加害者になっていくという、被害と加害が極端な非対称となった事件が頻発しています。

こういう事件で容疑者が逮捕されても、いったい彼や彼女はなぜ犯行に走ったのか、その心理や動機はなかなかわかりません。やったことははっきりしているので、判決は書きやすいでしょうが、われわれの仕事はそこから先、あるいは奥にあります。取材では生育暦、家庭環境、社会的背景を探っていくと言いましたが、しかし、本当に大事なことは「人間とは何か」「なぜ人間はこんなにも残酷になれるのか」といった現代の人間観に辿り着けるかどうか、そういう人間と社会や世界についての見方もまた、取材者や書き手は試されるということです。そこに今、報道に携わる者の難しさがあります。

さて、これまで新聞とテレビを中心に事件や裁判報道について語ってきましたが、もうひとり、お話をいただきたい方がいます。新聞、テレビにも過熱取材やテレジェニックの問題がありますが、週刊誌もいろんな顰蹙を買いながらやっています。もちろんその中で変わってきた点もあるに違いないと思います。つい最近まで『週刊現代』の編集長をされてきた加藤晴之さんに、これまでの議論の流れを踏まえながらお話しいただきます。

大事なのは裁判の公開性

○加藤　講談社の加藤です。よろしくお願いします。目の前に、ただいま係争中のテレ朝の方がいらっしゃったりして（会場笑）・・なんか、ちょっと発言しにくいんですけれども。

僕は２年間、週刊誌に携わったのですが、正直なところ、いったいどんな２年間だったかといいますと、事件報道、調査報道をして、その結果、たくさんの取材対象から、高額の名誉毀損訴訟の山を築いた２年だったと言えるのかもしれません。いろいろ訴訟がありまして、賠償請求額が、総額で２４億５千万円ですね、訴えられています。

○吉岡　わーオ！

○加藤　これは個人情報保護とか、メディア規制と言っていいのかどうかわかりませんが、政治家や公人のスキャンダル報道を押さえ込むような流れの中で訴訟額が高額化して、この効果は、週刊誌が独自の調査報道というかゲリラ報道をしても、高額の賠償請求訴訟が、「後追い報道」するマスメディアへの威嚇として働いている。高額訴訟によって訴訟する側、つまり報道される側は、かなり公共性が高いというか、パブリックフィギュア、公人性の高い方が多いんです。

小沢一郎民主党代表が、政治管理団体を隠れ蓑にしてマンションなどを多数購入し、蓄財していることを僕らが最初に指摘した時に、やはり民主党および小沢一郎氏から訴えられて、これ、一審、勝っていますけれど、この報道をした時にもすぐに訴えてきたということは、やはり、続報の足を止めるということが実際効果としてあって、調査報道をすることに非常に困難を感じているのですね。逆に週刊誌が高額賠償訴訟を起こされたことをマスメディアに派手に報じられると、まるで誤報をしたかのように読者が受け止めるのではないかと、孤立感もあった。

そういう体験をしてきましたが、「事件報道と開かれた司法」というテーマで言えば、立花さんが先ほど重要なことをおっしゃったのは、岡本公三の裁判、それからロッキード裁判を最後まで全部傍聴したという体験。事件というのは法治国家である限り、最終ステージは裁判、つまり法廷が現場だと思うのです。裁判員制度というものは、一般の市民の方を公権力を行使する人間として使う非常に危険な部分があると思うのです。しかもその裁判員の方は名前を公開しないという。それでは、裁かれる側はいったい誰に裁かれているんだかわからない、非常に暗黒的な部分が一部あると思うのです。

一般の市民が参加するということで、実は、もっと大事なものは、裁判の公開性だと思うのです。先ほど三木さんが立花さんを受けて、ロッキード裁判の田中元首相の

本当の表情を、万にひとつも私は報じることができなかったっていうことをおっしゃっていたと思いますが、ということは、つまりマスメディアすら事件の現場のすべてを報じていないということになります。裁判の公開性で言うと、戦後、チャタレイ裁判で作家の伊藤整が法廷に立った時、これ、写真が存在する。で、週刊誌というゲリラメディアは、立花さんにそそのかされて、『ＦＯＣＵＳ』という写真週刊誌でフリーカメラマンの福田文昭さんが、田中角栄元首相の法廷写真をゲリラ的に撮影するんですね。で、三木さんの話に登場する岡田さんという裁判官に呼び出されて大変なことになるんですけれども。

公開性というものは、小林記者という方が書いた「イギリスで規制と戦うメディア」というレポートにあったように、最も大事なのは、たえず報道されることを規制する側と闘うということで、報道の自由を守らなければいけない。ところが日本の場合、マスメディアは公権力から自由を奪い取られてきている。僕は、裁判、法廷というものは、戦後、規制をかけてくる司法権力にマスコミが後退していく一方で、今、法廷写真だとか法廷映像だと言われているものは、あれは「なんちゃって法廷映像、なんちゃって法廷写真」ですよね。（笑）

つまり被告が入ってない段階で撮っている。本当の法廷の映像ではないから、なんの歴史的価値、報道価値もない。こんな、ナメられたことをやっていて一流のメディアの方々はいったい何を考えているのか、ということをずっと思っていまして、立花さんにそそのかされて、立花さんのせいにするわけじゃないですが、僕らもオウム真理教の麻原彰晃の法廷をゲリラ撮影して、大騒ぎになったりしたと思うんですね。

だから、僕がここで言いたいのは、今回の司法改革で裁判員制度を導入して市民の参加をもし促すならば、一方で、戦後すぐの頃の、映像公開、写真公開まで行われて十分に公開されていた裁判というものを、元に戻す、というか、まさに司法、裁判は開かれているかを、今こそ大きな声で、われわれは議論すべきじゃないかなと思っていたんです。

○吉岡　もうひとつ、加藤さんね。週刊誌の報道のスタイル自体も、単なるセンセーショナリズムから少し変わってきていませんか。

○加藤　と言うと？

○吉岡　もう少し説明しますと、講談社が出版した『僕はパパを殺すことに決めた』という本がありますね。奈良県で起きた医師宅放火事件で家族が亡くなり、中学生の少年が逮捕され、その供述調書を大量に引用して書かれた本でした。出版後、著者や編集者に供述調書を見せたというので、少年の精神鑑定を行った医師が刑法の秘密漏示罪で逮捕されました。こういう形で情報提供者が逮捕されるというのは、初めてのことですね。

私はこの出版に至る経緯に落ち度がなかったかどうか調査して欲しい、と講談社に

依頼され、外部調査委員会の一員に加わりました。すでに報告書をまとめ、公開されていますから、詳細はそちらでご覧いただきたいのですが、私が書き手として最も気になったのは、取材調査し、書くということが、捜査側の手元にある資料をこちらに持ってきて公開する、ということだけになっていることですね。表現する側の独自の視点がなく、向こうの見方の拡声器にしかなっていない、ということです。それは、せっかく情報提供してくれた人の意図をも裏切っていると感じました。

実は、この本が出版される前、加藤さんが編集長だった『週刊現代』にも、この事件のレポートが掲載されていました。というより、もともとは『週刊現代』が手がけた取材ですね、これは。しかし、じつに巧妙に情報源が隠されていて、このときは問題化しませんでした。

それからこの本の出版直前、加藤さんは社内でただひとり「この本は出すべきではない」と噛みついています。顰蹙を買うことの多い『週刊現代』（笑）の編集長が、なぜそう思ったのか、そこに働いたセンス、倫理性は何だったのかということをお伺いしたいのです。

〇加藤　それは第三者委員会の報告では、僕のことを「野生の勘」とか「動物的勘」とか言って、なんか人を動物扱いしたような表現があったと思うのですけど・・・（笑）・・ともかく、先ほどから規制はあってはいけないって、皆さんおっしゃっていますよね。それと同様に、僕は供述調書の公開は“アリ”だと思うんですね。あの本は出していいんですよ、供述調書は全部出していい。

でも、なぜ問題になったかというと、著者なり出版社が、少年の供述調書を、何のために出したのかということが問われている、と思います。本の出版はもちろん、週刊誌などの事件報道においても「なぜこの本を世に出したのか」「なぜこの記事を書いたのか」が常に大切なことだと思います。少年供述調書というのは審判が終わったあとでも公開されないものですよね、著者がその法を犯してまで供述調書をなぜ公開したかという圧倒的な理由がなければダメだと思うんです、僕は。つまり、現行法では違法である行為でも、その違法性を脱却するだけの、言論の公共性とか公益性を考えなければならないのではないかと。

あの本について、一番不快だったのは、自分が属する講談社の本をけなしても何なんですけれども・・(笑)・・著者は本を出した理由として、あの奈良の一家殺害事件で、少年の亡くなった継母ですね、その継母のお父さんが、「娘が、子どもをいじめていたからああいうことになったのではないかという疑いを晴らしてくれるならば・・」というお父さんに背中を押されて本を出したというように説明していますけれど、この理由が果たして、先ほど申し上げた「供述調書を公開する」ことの公益性、パブリックなインタレストとして正当性を与えられるかどうか。この著者は、もっとも大切なことを他人に丸投げしていて、公益ではなく、作者の私益のままで、私益を

公益にまで高める、あるいは自分の個人のインタレストを公共のインタレストに昇華できたかどうか、僕はそうなっていないと思ったんですね。

著者の言い分では、まるで、お父さんが殺された継母や孫のリベンジのため本を出すみたいに読めてしまいますが、本当のお父さんはそんな人ではなくて、一家で起きた事件を冷静に受け止めてらっしゃる方です。この本を出版する際に必要だったのは、供述調書に書かれていることが果たして真実なのかどうか。

一般の刑事事件、重犯罪の場合は、被告人が、取調室という密室の中で聴取されたものを、公権力側がまとめた供述調書の中で、自分の犯した罪を認める、自白するっていうこと、あまりないじゃないですか。だから公判の場では、たいていの場合、調書の任意性、自白の任意性が疑われますよね。重犯罪を扱うことになる裁判員制度による裁判でも、この点はナイーブなところではないかと。今回のケースでも、供述調書の中に何が書いてあるかというと、少年はなぜこの３人、つまりスパルタ教育をしていたお父さんを殺そうと思ったのではなく、お母さんと義理の妹と弟をなぜ殺したかということが綴られていて、果たしてそういう動機が彼にあったのかということを論点にすれば、それは僕は公共性というか、公益性が高いと思うんです。つまり供述調書に書いてあることがすべて真実じゃない、つまり、そこからまず疑わなければいけないのではないかという点が欠落していたのが、非常に不快だったのです。

○吉岡　なるほど。つまり、裁判員制度が始まった時、裁判所の側には、マスコミはこういうことに注意してください、という項目が羅列的にはあるけれども、一方、報道する側がそれを越えようとするとき、自らの内にきちんとした根拠があるか、ということですね。それなしに話題性だけでやると、とんでもないことになるし、そういう根拠と確信があれば、規則を破ることもある。敷衍化すればそういうことだろうと思います。どうもありがとうございました。

少し進めたいんですけれども、もうひとつ、事件報道をめぐって議論しておかなくてはいけない問題として、先ほど来、時々出て来ていますが、リークという問題があります。

友井さん、メモしてる時、ごめん。（会場笑）リークに頼った報道が、ありますよね。事件報道って、かなりの部分、リークに頼ったりしていませんか？

○友井　当局の取材ということですね？

○吉岡　そうです。私も事件取材のとき、まだ全容が全くわからないですから、捜査している警察官の話を聞くことがあります。これは全くの非公式ルートですから、どれだけ相手と顔馴染みかというようなところに頼った取材になりますね。仕事が終わった後、一緒に酒でも飲めれば、いろんな話が聞ける、ということもあります。

でもこれは、相当に危うい取材で、知らず知らずのうちに事件や容疑者についての見方が警察のそれに近づいていく。まさに予断になるんです。ひねくれ者の私として

は、そうか、この逆張りを行けばいいのかと考えますが（笑い）、なかなかそうもいかないですね。どうしてこういうことを言うかというと、裁判員裁判になったとき、マスコミには一定の枠をはめようという動きが強まるでしょうが、では、そもそも公権力の側が明らかにすべき情報は何か、そこにルールはあるのか、ということがあまり議論されているように見えないからです。

言い換えれば、対警察の取材の仕方も変わるのではないか、変わらざるを得ないのではないか、ということです。こっそりリークするのではなく、公開すべき情報はきちんと公開する、というルール化が必要になりませんか？

捜査情報の、しかも非公式の情報

○友井　リークという言葉自体のですね、当局が都合のいいことを流す、意図的に流すということは、要するに担当している記者からすると「リークがあったらいいのになあ」くらいの気持ちなんです。現場のほとんどの記者がそうだと思いますけれども、日常的に接している中で簡単に教えてもらっているわけじゃないし、当局の都合の悪いことを聞くためにつらい思いをして取材しています。

ただ、全体の、リークと言うかどうかは別にしても、捜査情報の、しかも非公式の情報によるということについて言えば、これも先ほど三木さんも言われていたことにも関連しますけれども、捜査当局の取材というのは、そこに、密着するということを目指して取材をするんです。それが何のためかというと、やはり「捜査当局が何をやっているか私たちは知っていますよ、見ていますよ」ということが言いたいというか、そういう存在としてあるべきではないかというのが大きいわけですね。密着するというのが警察側の代弁者になることを目的としてやっているのではないということはわかっていただきたいんですね。

○吉岡　なるほど、うん。

○友井　ただ、その批判を受けるのが、胸を張って反論というか、批判は当たらないぞと言い切れない面もあるのは確かで、そこは結果として捜査当局の情報を流すということによって、より、捜査当局の見方ばかりが強調されるではないかということは、先ほどの平木さんのご指摘の中にもあるわけですね。

その点について、もちろん容疑者、被告側の主張というのも、

関係者からできるだけ取材をしてということはこれまでもやっているつもりですが、今後の裁判員制度になると、必ず弁護団の冒頭陳述もやり、初公判でやるということであれば、その時点では少なくとも両方の主張が揃う。そういう意味で、事件発生直後、どうしても捜査機関の情報量が多いから目立つというのはあるんですけれども、それを何とか弁護団の取材によって、分量を増やすことによって補正して行くということは、これからやって行かないといけないのかなとは思ってます。

６．裁判員制度下の報道と開かれた司法

○吉岡　さっき加藤さんも指摘されましたが、市民が裁判に参加するからといって、それだけでは司法が開かれるわけでは全くない。そして今、友井さんがおっしゃったように、事件発生直後には、捜査側からの情報をどう取材するかという問題になります。しかし本当に、司法改革を真剣に考えるのであるならば、まず審理それ自体の透明性がきちんと確保されることが必要になります。さらに、判決に至る審理の過程、判決それ自体の理解と説得性が問題になります。いったいこの審理と判決は市民社会を説得できるのか、共感を得られるのか、マスメディアは自分たちが各方面を取材して得た事実を踏まえて、そこまできちんと検証しなければならないと思います。

これまでの裁判では、検察官も弁護人も法廷だけがステージで、一般的に言って、メディア対応にはあまり熱心ではなかったのではないでしょうか。先ほど来の警察のリーク問題とも関わってきますが、この状況も変わってくるような気がします。渡辺さん、どうお考えですか。

“信頼できる筋”の携帯電話番号

○渡辺　ひとつは携帯という存在がすごく大きいと思っているんです。

○吉岡　携帯電話？

○渡辺　はい、携帯電話です。先ほど、三木さんがおっしゃったように、今までの事件取材は、担当の係官といかに向き合って情報を取るか。最近かなり状況は変わってきていると思っています。若い記者にとっても、やはり、実際に面と向かってというのが常道であるのは当然ですが、ほかの要素もあります。われわれで言えばギリギリ放送時間が迫った時、“信頼できる筋”の携帯電話番号をどのぐらいたくさん登録しているかが、その記者にとっての力量になる場合も出て来ます。しかし、そればかりに集中してしまうと、実際に、会って話をしてという基本が意識の中でかなり希薄になってくる危険性があると思います。

情報のリークで言いますと、リークする方の意図が奈辺にあるのかという根本問題はありますが、メディアに対する便宜供与が組織的になされるのか、個人になされるのかという差だと思います。ある事案を一番知っているのは犯人ですが、仮に容疑者

に対し一番接近しているのが捜査幹部だとするならば、そこにいかにアプローチして生々しい情報を取るかというのは当然でありますし、逆にリークしてもらうというのは全体の取材の中ではそれなりに重要な部分を占めてくると思います。それが一般的に良くないものであるという言い方は、ややきれいごと過ぎるのではないかとも感じます。

○吉岡　渡辺さん、もうひとついいですか。裁判員制度の導入によって、これまでの取材手法がどう変わるか、という問題です。リークにしても、記者会見にしても、明示的なルールがあまりにないのではないか、と私は思っているんです。両者のあうんの呼吸でやってきたのだと思いますが、新制度の下でもそれでやっていけるのだろうか、ということです。

例えば陪審制を持っているアメリカ、あるいは参審制のドイツでは、それぞれの長い経験と議論の中で、メディアはどうあるべきか、捜査や司法の側はメディア対応についてどうあるべきか、いくつかのルールを作ってきています。それでももちろん個々のケースでは、両者が激しく衝突したりもしていますが、それぞれが築いてきたルールや両者を結ぶ回路があって、その上で対決するという構図があります。

しかし、あうんの呼吸でやってきた日本で、このまま裁判員裁判に突き進んだら、またルールも回路もないままに問題が噴き出して、結局、マスメディアだけが一方的に批判されるということだってあり得るような気がします。今度は一般市民も裁判員席に座っているわけですからね。メディアがさんざん問題を起こしてきたことは十分承知していますが、それはメディアだけの落ち度ではなく、そもそも重要な当事者である警察・検察や司法の側とのつきあい方、取材の回路がうまく出来ていなかったせいではないかと思うのです。新制度導入に当たって、そこを考えておかないといけないのではないか思います。

取材の方法は変えてはいけない

○渡辺　誤解を受けるかもしれませんけれども、あえて申し上げます。平木総括参事官が先ほど提示された７項目の趣旨というのはわれわれも十分に考えながら、しかし取材の方法は変えてはいけないと思っています。

ニュースで表現する場合、その方法はやはり工夫しなくてはいけません。しかし取材の方法は、相手に対するアプローチの仕方は、これは変えてはいけないと思います。

むしろ、もっと拡大しなくてはいけないと思います。裁判員の方々にどのようにわれわれがアプローチできるのか、今はできないわけですが、そこも含めての問題だと思うし、拡大ということで言えば、さきほども出ました、法廷の中にテレビカメラが入ってはいけないのでしょうか、という問題提起は引き続きやっていくべきでしょう。

取り調べ段階における可視化というのはよく議論されますが、裁判は公開ですから原則的には全部オープンです。オープンの中でテレビのカメラ、極論すればテレビの生カメラは入っちゃいけないのですかね？

○吉岡　中継ってことですね。

○渡辺　そうです。もちろんさまざまな問題があるのはわかっています。しかし、そこに向かってわれわれがどのくらい主張し続けるか、ということだと思います。

○吉岡　三木さん、裁判員制度によってメディアの側は、もちろん何らかの対応はしますけれども、司法の側、警察や検察も含めた、あるいは弁護士も含めた、法曹三者のほうの変化、あるいは改革というものを、どうあって欲しいとお考えですか？

法曹三者の取り組みと意識改革が求められている

○三木　もともと司法改革で求められているのは、法曹三者の取り組みと意識改革であって、報道は淡々と事実を伝えていくだけで基本的スタンスに変わりはありません。しかし裁判員裁判が始まった時は、われわれの側はこれまで以上に整理をした争点を客観的に報じていく必要があると思います。

今まで捜査当局側からの、リークという言葉はちょっと必ずしも妥当とは思いませんが、捜査当局側からの取材にウェイトを占めていたきらいは拭えないわけですけれども、そうした取材姿勢は自然に変化していくと思います。

発生、事件発生の段階での報道では、より客観性を重視し、情緒的に流れないように留意することはもちろん、裁判での争点を整理していく過程で、あらためて被疑者・被告人や被害者側の主張を十分に伝える必要があると考えています。

当然、捜査当局にはそれぞれに説明を求めていかねばなりませんし、弁護士側にも守秘義務などの問題があるとしても、争点などについて明らかにしてくれるようになるでしょう。問題が複雑化すると懸念されるのは、被害者側が出廷する制度も始まることです。被害者側がどのように主張するのか、それに対して、被告側・検察側はどう考えているのか、その辺もきちっと整理した形で報道していかないと、読者の理解が得られなくなるのではないかなという気がしております。基本的に取材手法が変わるとは思いませんが、かなり煩雑にはなってくるだろうという気がしますし、とりわけ弁護士会の協力が必要になるのかな、という漠然とした思いを抱いております。

○吉岡　三木さん、会場の方から質問がきています。裁判員制度、裁判員裁判が始まったとき、いろんな問題が起きるだろうと。その場合に、「自主的に解決する場として、報道評議会のような自主的な第三者機関があれば望ましいと思うのだが、いかがでしょうか」という質問です。

○三木　放送にはＢＰＯがあるのに新聞にはないじゃないか、という意見は出てくるのかもしれませんね。現在、各新聞社はそれぞれに、独自の紙面審査機関を持っています。毎日新聞ですと、社内の紙面審査委員会とは別に、“開かれた新聞”委員会がありまして、トラブルが起きたときに外部の識者先生方にも参加していただいて、提言や批判をしていただく。さらに、それを紙面化するということをやっています。多くの新聞社がそれぞれに外部の方も交えて検証するシステムを設けておりますけれども、それで果たして読者の納得が将来的にも得られるかどうかには不確定な要素もあると思います。

“開かれた新聞”委員会も、まだ歴史が浅いので、これからの成果も見ていただきながら判断してもらわねばなりませんが、将来、読者の側から自分たちで新聞の報道を検証するんだ、評価するんだという動きが強まれば、新聞社側はそれを無視することはできず、むしろ読者と手を携えて報道を検証するような形になっていくのかもしれません。あるいは読者の意見や注文を受けて、アジェンダをセッティングしていくというようなところまでいくのが、民主主義社会での新聞なのかなと考えたりもします。

ただし、現在の新聞社に、すぐに、そういうものを作ろうと言っても、多分、どこの新聞社も、独自に反省すべきはしていると言い張るかもしれません。

それから、新聞がテレビと違うのは、製造業であることなんですね。サービス業が三次産業のように思っている方が少なくないかもしれませんが、新聞発行業は、物を作る製造です。しかも新聞には、監督官庁がありません。法的規制を受けていないわけです。このことは、市民がみんなで大事に守っていかなければなりませんし、そのためにも新聞社は批判を浴びる前にみずからが身を律していく姿勢をさらに強固なものにしていかなければならないと思います。私個人としては、市民の側から今言っ

たような動きが生じるならば、歓迎すべきだと思っています。

○吉岡　続いて渡辺さんへの質問です。「報道番組のコメンテーターの過激な発言、アナウンサーなどの偏ったコメントが視聴者に偏見を与えてしまうことが多いのではありませんか」とあります。お答えいただけますか。

生放送での防止装置は緊急課題

○渡辺　確かにそれが問題をはらんでいるのは事実です。光市報道に関する検証委員会の意見書の中でも、それに言及されている部分があります。

来年からの裁判員制度下における報道でも、それがテレビにとっては非常に大きなポイントになるだろうと感じています。もちろん新聞でも、有識者のコメントは掲載されます。

しかし、テレビの場合の一番のポイントは、それを生でやるということです。ＶＴＲならばまた状況が違ってきます。生放送のときに、どのような防止装置と言うか、そのようにならないようにするのかというのは、これから検討しなくてはならない緊急の課題です。その意味では、コメンテーターやアナウンサーも含めて、フライング的な発言をどのように防いでいくかは、やはり大きな課題だと思います。

もうひとつ、裁判員制度が実施された場合に、現場の若い人は、事件報道をダブルスタンダードで考えてしまうおそれがあります。裁判員制度にかかる事案は、殺人も含めて重大な事案のみです。例えばある男が痴漢をはたらきました。これは裁判員制度では該当しません。裁判員制度では、このように取材・報道をし、それ以外は今までどおりにやっていいのだろうか、それは違います。ベース・原則は同じです。そうしたベースや原則の策定を、これから急がなければならないということです。

○吉岡　濱田さん、事件や裁判の報道が公共性の形成にどう寄与できるか、それについてのお考えを伺いたいのですが、結局、それは私たちがこの時代、この社会をどう考えるのか、という社会認識の問題に関わってきます。さらに言えば、それは民主主義を考えることにもつながります。そのために、メディアに関わる人間はどうすればよいのでしょうか。

視聴者・読者・国民のビヘイビア

○濱田　そもそも、裁判員制度そのものが、日本で新しい形で公共性を作ろうという試みだろうと思います。

つまり今は、裁判における公共性は、専門的な裁判官がいて、専門的な能力を生かして判断する。それによって公共性が担保されるのだと。そういう考え方で来たものが、今度は、そうではなくて裁判員というのは一般の国民が参加すると、そういう手続きによって公共性を担保しようと。

極端に言えば、そこで国民を参加させる、素人が参加することでまちがいが出るかもしれない。それでも国民を参加させるという手続きは、長い目で見れば公共性を担保することになるんだと。

おそらく、乱暴な言い方ですが、そういう発想なのだろうと思います。で、裁判報道も、そういう意味では、今までのような公共性を主張してきたやり方、そして、その担い手が専門家集団である、つまりメディアであるという、そういうやり方では済まなくなってきているのかな、という気がするんですね。

つまり、きょうは、僕は真っ当なことだと思うのですが、メディアがどういうあり方、どういうビヘイビアをすることによって、社会の批判に応えていくのか、公共性を担保していけるのかと。いわば、メディアの専門家集団としてのあり方の話だったと思います。

それに対応して、視聴者・読者・国民のビヘイビアがこれからどうあるべきかという議論は、これは必ずしなければいけないことだと思います。もうすでに、メディアリテラシーだとか、そういう議論は出ているのですが、特にこう具体的に国民が裁判員という形で、事件の処理に関わっていくということになれば、やはりそのリテラシーというものを僕らは作っていかなきゃいけない。

そうすると、やはり国民は一般的にこれまでメディアリテラシーが必要だぞと言われていた状況と違って、実際にそのリテラシーを積極的に生かす場というのが求められるわけですね。その中で、やはりこれからの裁判報道を、まあ、広く事件報道のあり方というのは、一般の国民を巻き込んでいくという発想がないと、専門家集団だけでとにかく担保していこうというのは難しくなってきている。そういう気がします。

○吉岡　きょうのシンポジウムは、ＢＰＯの放送倫理検証委員会が発足から１年経ったということで、東大大学院情報学環との共催で開催しました。立花さんは情報学環の教授でもありますね。そこで立花さん、この１年間、検証委員会の委員としておやりになってきて、放送の現状をどうお考えになるか。またきょうは裁判員制度を見越して、報道のあり方を考えてきたわけですが、最後にメディアに対してこれだけは言っておきたい、ということもおありだと思います。いかがでしょうか。

ボックスポプリ、ボックスデイ

○立花　この裁判員制度の問題と報道ということを考えたときに、僕が言えることは、これからまさに、あらゆる意味でのプロフェッショナリズムが問われる時代だと思います。

きょうの議論に則して言えば、一般的にはまず、報道の側は報道のプロフェッショナリズム、それが大切です。で、それ以上に実は、裁判官のプロフェッショナリズムが問題なのではないか。つまり、平木さんのさっきのあの問題提起聞いていて、ちょ

っと甘ったれているのじゃないか、とも思ったんです。

つまり、社会一般はいろんなメディアの報道を抱えています。その報道は間違ったり、めちゃくちゃな報道というのもたくさんあるんです。そのベクトルの合成形の中で社会は常に動いているわけです。

それで、あたかも裁判官はそういうものに乱されないが一般市民は心配だ、みたいな、そんなことはあり得なくて、裁判官も常にそういうものに潜在意識的には常に乱されているわけですね。

それにもかかわらず、裁判官のプロフェッショナリズムによって、その中で自分たちの平静を保つ。それがこれまでの裁判を支えてきたと言いたいのだろうと思うのですね。そのことは、たとえ裁判員が入ったとしても、法廷の管理をするのは裁判所の役割です。

しかし、この世の中に予断とか偏見とか、そういうのは常に満ち満ちているわけですから、影響のされ具合はプロフェッショナルな裁判官よりは一般人のほうが多少は大きいかもしれない。

にもかかわらず、それを含めた全体でこれから裁判をやっていこうという、その原理は何かというと、ボックスポプリ、ボックスデイ（Ｖｏｘ　Ｐｏｐｕｌｉ、Ｖｏｘ　Ｄｅｉ）です。これは天声人語の原語で「民の声こそ神の声」ということです。要するに民の声こそ神の声ですから、それを裁判という過程の中に入れると。で、これまではプロフェッショナルに裁判官だけが神の声を聞いて、神の判断力を持ってやっていた中に、一般市民を入れることによって、その全体で、ボックスポプリによってボックスデイを確保するという、これが、西洋一般の、あの陪審員制度の原理であって、それが部分的にしろ今度取り入れられるということだろうと思うんですね。

その中で、法曹三者もそれぞれにプロフェッショナリズムを発揮しなきゃいけないけれども、それを報道する側はますます、これまで以上の、プロフェッショナリズムを発揮して、さきほどのリークの問題も、まさにそうだと思うんです。あの、渡辺さ

んは、さっきリークする側の意図はともかくって言いましたけど、リークする側の意図が一番大切でありまして、その意図をちゃんと見抜いて、それを利用するというか、つまり、リークと取材というのは実は紙一重です。それと、もうひとつ、紙一重なのは、リークと発表ってほとんど同じなんです。だけど同じじゃないんです。つまり、あるリークを獲得するためにメディア側が取材をかけて相手が言いたくないことをリークさせるか、相手がもともと言いたいことをリークして、メディアをコントロールするか、その違いですよね。

これまでのマスコミがしばしば、当局のリークしたいこと、つまり発表に等しいことに食い付いて、それを報道するだけをやってきた。でもその中には結構、その頑張って取材をうんとプロフェッショナルにやってきて、当局が発表したくないことをどんどん報道機関として、メディアとして発表してきた。それがこの社会を支えてきたと思うんです。

そこのプロフェッショナリズムがますます強くならないと、これからの社会、裁判の制度が変わることによって、目の前で進行することがぐーっと、狭められるわけですね。それで、作られた形で、一種の演劇的な空間が、これから裁判の法廷で演じられるみたいなね。そういうときにその背景、もっと底にある真実は何かという、そういう取材をきちんとできるかどうか。それが問われる時代です。

それで、偏見で満ち満ちた社会の中で、裁判の公正さを保てるというのが裁判所の、まさにプロフェッショナリズムそのものであって「こうやってください、そうすれば裁判がうまく進行します」みたいなことでは、最高裁としては、自分たちのプロフェッショナル意識が足りない、と僕は思います。

○吉岡　平木さん、最終陳述は何かございますか？　平木さんには会場からの質問がありまして、「そもそも報道では真実はわからない、という考えが平木参事官の大前提としてあるのではないですか」という、質問というより疑問です。いかがでしょうか。

新聞で読んだとおりの証拠

○平木　それは違うと思いますね。私は裁判官になって、２０年以上になりますけれども、主として刑事裁判やってきましたが、新聞報道なんかよく書かれて、どういうふうに取材されたのかな、と思うことがしばしばあるんですね。実際に審理が始まって証拠が出てくると「あー、新聞で読んだとおりの証拠が出てきたな」ということがしばしばあります。

で、そういった感じになるからこそ裁判官も、報道された事実と、証拠により認定される事実との区別がなかなか難しい面があるんですね。だから、甘ったれるなという厳しいご指摘は、ご指摘として受け止めつつ、やはり、報道の影響力というのは非

常に強いなと思っているところです。

ですから私はむしろ、一般の人は、報道されたことは真実だと受け止めているんじゃないかと思っているのです。それは、かなりの確率で合ってることも多いと。ですから真実の中に、ある意味では真実じゃないことが混ざっているがゆえに、余計危険だということも言えるんじゃないかなと思っているのですけれども。

新たな公共圏を作っていく道筋

○吉岡　ありがとうございました。

きょうは長い時間、これからの時代、これからの社会、とりわけ司法制度改革が進み、裁判員裁判が実現するという見通しのもとで、マスメディアがいかに正確で、公平、公正な報道を実現していくかを考え、議論してきました。これは簡単に答えの出るテーマではなく、関係者が絶えず考え、考えながら仕事に活かしていく、そういう問題だと思います。

事件、犯罪、それをどう裁くか、という一連の過程には、私たちの社会の現実やこの時代の価値観が色濃く表れています。他方で、その社会もまた絶えず変化していきます。政治や経済ばかりでなく、世界や周辺諸国との関係から日常の人間関係、個々人の感受性のありようまでじわじわと変わり、大きく動いていく。情報環境も情報技術もわずか５年、１０年ですっかり変わりましたし、これからも変わっていくでしょう。

司法制度改革が叫ばれるのも、そういう変わっていく社会、動いていく現実を背景にしています。正確に、公平、公正にというメディアの基本はどんな状況にあっても変わらないし、それをむしろ徹底することを考えるべきだと思いますが、その一方で、取材報道の現場、取材対象とのやりとりの個別具体的な現場では、これまでのやり方では通じないことも出てくるに違いありません。

そのときに何らかの形で、これはやらない、この情報は開示すべきだ、という新たな合意形成が必要になってくる。そのためのルールは何なのか。合意形成には何が必要なのか。私は今日の社会にはかつてのような求心力はなく、むしろ遠心力が働いていて、一人ひとりの価値観もバラバラになっているのではないか、と思っています。そうであれば、いっそう意識的に合意を作り出す努力が必要になります。

すでに陪審制や参審制が採り入れられている国々でも、失敗や試練を何度も経験してきたはずです。そこから捜査機関や裁判所に対しても、またメディアに対しても、それなりのルールを課し、当事者双方がそのルール意識を身につけるという段階があったと思います。私はそうしたルールには、何かを制限するという方向だけでなく、裁判制度と報道システムの両方に透明性を求め、そのことによって、双方の公正さ、正確さを実現するという役割があったのではないかと考えています。

きょうのシンポジウムでは、捜査側や裁判所はどういう事実、どういう情報を開示すべきかという議論はなかなか出来ませんでしたが、裁判員制度導入までの間に、また実際に行われるようになってからも当分は、メディアと法曹三者と市民との間で、この観点からの議論を深めていくことが必要だと思います。結局それは、繰り返しますが、私たちがどういう時代、どういう社会に暮らしているのかを考え、認識し、参加していく道筋を作っていくことにつながるからです。

きょうここで語られた言葉でいえば、新たな公共圏を作っていく道筋ということです。私もＢＰＯ放送倫理検証委員会の一員として、また、ひとりの書き手として、これからも考え続けたいと思います。

長時間にわたるシンポジウムになりました。予定を大幅に超えています。パネリストの皆さん、会場からご発言下さった皆さん、そしてお集まりいただいたたくさんの皆さんに感謝いたします。本当にありがとうございました。

閉会のあいさつ

東京大学大学院情報学環
学環長　　吉見　俊哉

司会者の強力なイニシアチブで予定の時間を大幅に超え、お疲れさまでございました。主催者の一方といたしまして、一言、私たち情報学環がなぜＢＰＯと共催でこのようなシンポジウムを開催したのかについて、ご説明をさせていただきます。

情報学環は２０００年にできた東京大学の中の大学院でございます。現在、大学院生は約３５０人おります。東大の中で言えば、薬学とか教育とか経済と同規模の大学院です。東大のいろんな組織から教員が集まって、情報、メディア、コミュニケーションについて教えております。こういう非常に新しい大学院が、東京大学の中にすでに誕生しているわけです。

そして、私たちのひとつの祖先といいますか、先行する組織が東大の新聞研究所でございます。新聞研究所は１９２０年代にできて、戦後日本のジャーナリズム研究を引っ張ってまいりました。私たちの大学院には、この新聞研究所の遺伝子が生きております。で、この新聞研究所を引き継ぐ情報学環において、ジャーナリズムは、最重要のテーマのひとつです。ネットをはじめとする新しいメディアが、現実そのものを飲み込んでしまうような状況の中で、ジャーナリズムに何ができるか。こうしたこと、それぞれのメディア企業の中でももちろんお考えでしょうけれども、メディア企業の中だけでなく、大学とメディアが一緒になってこういう問題を考えていきたいと、私たちは真剣に考えてまいりました。

１年半ぐらい前になるかと思いますが、立花隆さんに学環の特任教授にもなっていただき、何ができるだろうかということを立花さんとお話をしてまいりました。で、立花さんの発案で、この情報学環の中に現代ジャーナリズム研究機動中心というものを作ろうということになりました。立花さんの命名でクロスメディアクロスファイアということで、この機動中心の準備のフォーラムを作りまして、吉岡さんですとか、筑紫哲也さんですとか、それから野中章弘さんですか、いろんな方に何度か定例的に集まっていただきながら、この準備をしてまいりました。

まだ財源もなく、国はこういうことにはお金はくれませんので、なんとか基礎を築きたいと模索しております。しかし場所はできた。福武總一郎様のご寄付によって、こういう福武ホールができ、場所はでき、私たちには志がある。ＢＰＯもジャーナリズムを高めていこうという気持ちで邁進していらっしゃる。われわれと気持ちは一緒でございます。ＢＰＯと共催し、こういうシンポジウムをやる。あるいはメディア企

業の方たちといっしょにシンポジウムやフォーラムをやっていきながら、立花さんが構想されてるような現代ジャーナリズム機動中心を軌道に乗せていきたい。機動中心の「きどう」は、機動的であるということ、軌道に乗せていくの「きどう」は、ちゃんとテイクオフして軌道に乗ること。両方の意味で、こう機動中心を軌道に乗せていきたいという気持ちを強く持っております。

私たちとしては、このＢＰＯとの共催のシンポジウムは、そうした機動中心の、テイクオフに向けてのキックオフのひとつであると考えておりますし、今後ともＢＰＯといろいろな形で連携をさせていただきたいと思います。また、ここにいらっしゃるメディア企業の方たち、ジャーナリズムのさまざまな現場の方たちと、この福武ホールの場をどんどん使っていただきながら、東京大学の中で、大学とメディアとの連携のフォーラムを広げていきたいと思っております。

中国には６００の新聞学院という組織がございます。アメリカにも数百のスクールオブジャーナリズム、メディアの研究機関があって、イギリスもそうですけれども、そういうところが大学とメディア企業で連携していろいろ動いております。日本では、国立大学法人の中では、メディアやジャーナリズムに照準する大学院は、この東京大学のここにしかございません。

ですから日本は、大学とジャーナリズムのこれまでの連携の経験は、圧倒的に貧困でございますけれども、しかし今、大学とメディアがいっしょになって、こういうフォーラムを作っていくことが、社会的にも歴史的にも必要とされている時代でございます。われわれは立花さんとか吉岡さんとか筑紫さんとか、あるいはＢＰＯとかの同志を得ながら、こういう歩みを進めていきたいと思います。ですので、ぜひこれは、このシンポジウムで終わりということではなく、これはキックオフであるというふうにご理解いただいて、今後ともお力添えをいただきたいと思っております。閉会の辞でございますけれども、同時にキックオフの辞ということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

参 考 資 料

資料１．「公正な裁判と報道」

最高裁事務総局総括参事官　平木正洋氏

（第51回　マスコミ倫理懇談会全国大会　講演より抜粋）

資料２．日本民間放送連盟「報道指針」

資料３．日本民間放送連盟「裁判員制度下における事件報道について」

資料４．日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」

資料５．日本雑誌協会「裁判員制度実施にともなう雑誌の事件報道に対する考え方」

資料１

「公正な裁判と報道」概要

最高裁事務総局刑事局総括参事官　平木正洋氏（私見として）

１．捜査機関から取得した情報の報道

捜査機関から取得した情報の報道の仕方、方法についてであるが、裁判員制度下では、公正な裁判の確保の観点から、捜査機関が取得した情報をあたかも真実であるかのように報道することには問題があろう。

２．被疑者の犯行自白の報道

自白が任意になされたものかどうか、信用できるものかどうか分からない段階で、被疑者が自白していることやその内容を報道することは、一般市民に対し、被疑者＝犯人であるとの強い予断を生じさせて、自白について厳格な証拠能力の要件を定めた刑事訴訟法の趣旨を失わせ、証拠に基づく事実と報道された事実との区別になれていない裁判員が参加する裁判員制度においては、推定無罪の原則を実質的に無意味なものとすることにつながるのではないかと心配している。

３．被疑者の弁解が不合理と指摘する報道

被疑者の弁解が不合理であると指摘する報道は、被疑者が犯人であるのに苦し紛れに弁解しているとの印象を与えている。被疑者の弁解の内容が、後の捜査や公判で真実であると判明し、被疑者以外の真犯人が見つかるケースもあり得る。このような報道は、自白報道と同様の理由で、推定無罪の原則を無意味なものとすることになりかねないのではないかと感じている。

４．証拠の内容に関する報道

被疑者が犯行を否認していても、裁判前に被疑者が有罪であることを前提にして、被疑者の犯人性を強く推認させる証拠の内容を断定的に報道しているものがあるように感じられる。被疑者の犯人性に関わる証拠について、証拠能力や信用性が認められるかどうか分からない段階でその内容を報道することは、国民に対し、被疑者＝犯人であるという強い意識を生じさせることにつながりかねないように思われる。

５．前科前歴に関する報道

裁判員裁判では、法律専門家ではない裁判員が、情状立証のための前科前歴についての証拠を、犯罪事実の立証のための証拠と混同しないように、適切に配慮していく運用が期待されている（刑事訴訟規則）。同種の前科前歴があるとの報道は、被疑者が犯行を否認していたとしても、一般市民は、同じような手口の前科前歴があるのだから今回もやっているのではないかとの意識を持ってしまい、被疑者＝犯人であるとの強い予断を生じさせることにつながって、刑事訴訟規則の趣旨を没却し、無罪推定の原則を実質的に無意味なものとしてしまうのではないかと危惧している。

６．生い立ちや対人関係等に関する報道

事件の背景や動機に関連して、被疑者の生い立ちや対人関係等について根掘り葉掘り報道がなされ、受け手である国民が、こういう生い立ちや対人関係であれば事件の背景や動機として十分理解でき、被疑者は否認しているが、おそらくやっているだろう、という印象を持ってしまうのではないかと心配している。特にテレビのニュース映像で繰り返し流されることによる影響は格段に大きいように思われる。

７．有識者、専門家のコメント

有識者や専門家が、被疑者が犯人であることを前提として、その原因や社会的意味についてコメントすれば、一般の人々は、被疑者が事件を起こしたことは間違いないだろうという印象を持つことがあるのではないかと懸念している。

８．おわりに

私が申し上げたいことは、上記各項目に係る内容を一切報道してはならないということではなく、そのような事項を報道するに当たっては、私が述べたような懸念も考慮した上で、公正な裁判の確保に配慮していただければということである。報道の自由は尊重しなければならないが、それと公正な裁判を受ける被告人の利益とのバランスを適切に図る必要があると思われる。

第５１回マスコミ倫理懇談会全国大会　講演より抜粋

（０７年９月２７日　福井市）

資料２

日本民間放送連盟　報道指針

1997（平成９）年６月19日制定
2003（平成15）年２月20日追加

民間放送の報道活動は、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って事実と真実を伝えることを目指す。民間放送の報道活動に携わる者は、この目的のために、市民の知る権利に応える社会的役割を自覚し、常に積極的な取材・報道を行うとともに、厳しい批判精神と市民としての良識をもち、ジャーナリストとしての原点に立って自らを律する。この活動は、市民の信頼を基盤として初めて成立する。

社会のあらゆる分野で、透明性・公開性が求められている今日、報道に携わる者の社会的使命と責任は極めて重くなっている。われわれは「日本民間放送連盟　報道指針」を、日常の取材・報道活動の道標として、不断の努力を行う。

１．報道の自由

報道活動は、市民の知る権利に応えることによって、平和で豊かな民主主義社会を実現することを使命とする。

取材・報道の自由は、その使命のために、市民からわれわれに委ねられたものである。この自由は、あらゆる権力、あらゆる圧力から独立した自主的・自立的なものでなければならない。

(1) 取材・報道の判断は、市民の知る権利に応えることを第一の基準とし、報道活動は、真実を伝える良心のみに依拠する。
(2) 報道活動は、公共性、公益性に基づいて、あらゆる権力の行使を監視し、社会悪を徹底的に追及する。
(3) 報道活動は、あらゆる圧力、干渉を排除する。

２．報道姿勢

誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する。

(1) 視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道

にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。

(2) 予断を排し、事実をありのまま伝える。未確認の情報は未確認であることを明示する。

(3) 公平な報道は、報道活動に従事する放送人が常に公平を意識し、努力することによってしか達成できない。取材・報道対象の選択から伝え方まで、できるだけ多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。

(4) 情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である。

３．人権の尊重

取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する。

(1) 名誉、プライバシー、肖像権を尊重する。

(2) 人種・性別・職業・境遇・信条などによるあらゆる差別を排除し、人間ひとりひとりの人格を重んじる。

(3) 犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける。

(4) 取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する。集団的過熱取材による被害の発生は避けなければならない。

(5) 報道活動が、報道被害を生み出すことがあってはならないが、万一、報道により人権侵害があったことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じる。

４．報道表現

報道における表現は、節度と品位をもって行われなければならない。過度の演出、センセーショナリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう。

(1) 過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。

(2) 不公正な編集手法、サブリミナル手法やこれに類する手法は用いない。

(3) 資料映像・音声を使用する場合、現実の映像・音声と誤解されることのないようにする。視聴者・聴取者に理解されにくい手法を用いた際は、その旨を原則として明示する。

５．透明性・公開性

報道活動は、市民に理解されるものでなければならない。このため民間放送は報道機関として市民に対して透明性をもち、可能な限りの情報公開を自ら行っていく姿勢が必要である。

(1) 視聴者・聴取者の意見、苦情には真摯に耳を傾け、誠意をもって対応する。報道活動に対する批判には、報道機関として可能な限りの説明責任を果たす。

(2) 誤報や訂正すべき情報は、すみやかに取り消しまたは訂正する。

(3) 報道活動によって得られた放送素材は原則として放送目的以外には使用しない。しかし、視聴者・聴取者の正当な視聴要請などには、誠意をもって対応することが必要である。

資料３

２００８年1月１７日

日本民間放送連盟

裁判員制度下における事件報道について

一般の国民が刑事裁判に参加し、裁判官と協働して審理を行う裁判員制度の実施にあたり、日本民間放送連盟は、公正で開かれた裁判の実現という観点から、あらためて事件報道のあり方について議論し、以下の考え方をまとめた。

民放連は１９９７年、日常の取材・報道活動の道標として「報道指針」を策定し、不断の努力を続けている。また、放送界の第三者機関・ＢＰＯ（放送倫理・番組向上機構）の設置や、集団的過熱取材問題への対応など、自主自律機能の強化を図っている。

裁判員制度の実施にあたっても、こうした基本姿勢は変わるものではない。今回の議論を踏まえ、われわれの社会的責任を再確認することによって、「知る権利」に応える事件報道と、適正な刑事手続の保障との調和が図られると考える。

(1) 事件報道にあたっては、被疑者・被告人の主張に耳を傾ける。
(2) 一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける。
(3) 事件の本質や背景を理解するうえで欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する。
(4) 多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
(5) 予断を排し、その時々の事実をありのまま伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。また、未確認の情報はその旨を明示する。
(6) 裁判員については、裁判員法の趣旨を踏まえて取材・報道にあたる。検討すべき課題が生じた場合は裁判所と十分に協議する。
(7) 国民が刑事裁判への理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める。
(8) 公正で開かれた裁判であるかどうかの視点を常に意識し、取材・報道にあたる。

国民が参加する裁判員制度の下では、事件の真相解明とともに、司法判断に至る過程や理由が、裁判員が選ばれる母体である社会全体で共有されることが求められる。

こうした中、報道機関は、事件の背景や原因に迫り、伝えていく重い役割を担っていると考える。われわれは、社会が事件を直視し、社会が一体となって再発の防止を考える手がかりを提供することによって、視聴者・聴取者の期待に応えなければならない。

われわれ報道機関は、公共的使命と責任をいまあらためて自覚し、これからも幅広い観点から事件報道にあたることを、ここに確認する。

資料４

２００８年1月１６日

日本新聞協会

裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針

重大な刑事裁判の審理に国民が参加する裁判員制度が2009年5月までに実施される。刑事司法の大きな転換期にあたり、日本新聞協会は、同制度下における取材・報道に関する指針をまとめた。我々は、本指針を踏まえて、公正な裁判と報道の自由の調和を図り、国民の知る権利に応えていく。

裁判員法の骨格を固める段階から、裁判の公正を妨げる行為を禁止する必要があるとして、事件に関する報道を規制するべきだという議論があった。これに対し我々は、そのような措置は表現・報道の自由を侵害し、民主主義社会の発展に逆行するもので到底認めることはできないと主張してきた。

刑事司法の目的のひとつは事案の真相を明らかにすることにあり、この点において事件報道が目指すところと一致する。しかしながら、事件報道の目的・意義はそれにとどまるものではない。事件報道には、犯罪の背景を掘り下げ、社会の不安を解消したり危険情報を社会ですみやかに共有して再発防止策を探ったりすることと併せ、捜査当局や裁判手続きをチェックするという使命がある。被疑事実に関する認否、供述等によって明らかになる事件の経緯や動機、被疑者のプロフィル、識者の分析などは、こうした事件報道の目的を果たすうえで重要な要素を成している。

一方で、被疑者を犯人と決め付けるような報道は、将来の裁判員である国民に過度の予断を与える恐れがあるとの指摘もある。これまでも我々は、被疑者の権利を不当に侵害しない等の観点から、いわゆる犯人視報道をしないように心掛けてきたが、裁判員制度が始まるのを機に、改めて取材・報道の在り方について協議を重ね、以下の事項を確認した。

▽捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。

▽被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィルは、当該事件の本質や背景を理解するう

えで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。

▽事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。

また、裁判員法には、裁判員等の個人情報の保護や、裁判員等に対する接触の規制、裁判員等の守秘義務などが定められている。我々は、裁判員等の職務の公正さや職務に対する信頼を確保しようという立法の趣旨を踏まえた対応をとる。

改めて言うまでもなく、公正な裁判はメディア側の取り組みのみによって保障されるものではない。裁判員等の選任手続き、裁判官による裁判員等への説示、検察官および弁護人の法廷活動、そして評議の場において、それぞれ適切な措置がとられることが何よりも肝要である。

加盟各社は、本指針を念頭に、それぞれの判断と責任において必要な努力をしていく。

資料５

２００８年1月２２日

日本雑誌協会

「裁判員制度」実施にともなう雑誌の事件報道に対する考え方

来る２００９年５月までの裁判員制度実施をひかえ、今回、日本新聞協会、日本民間放送連盟が、それぞれ実施にともなうガイドラインを公表しましたが、日本雑誌協会は、裁判員制度実施にあたって新たな事件報道のルール作りが必要だとは考えておりません。

日本雑誌協会はそれぞれの雑誌が自由な立場で自由な報道・言論をおこなうことを前提としている集まりです。もちろん文化の向上と社会の発展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、高い倫理水準を保たなければならないことはいうまでもありません。そのために我々は「雑誌編集倫理綱領」を定め、自らを戒めてその実践に努めております。

日本雑誌協会は裁判員制度の実施に際しても、「雑誌編集倫理綱領」に掲げている「言論・報道の自由」「人権と名誉の尊重」「法の尊重」に基づき、これまでどおり法の趣旨を十分理解して事件報道にあたることは当然のことと考えます。「綱領」に明記されているように「犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意する」ことは、改めてルール作りをするまでもなく当然の責務であります。

当協会は「裁判員制度の実施と事件報道のあり方の取り決め」そのものには、まだ多くの議論の余地があると考えており、今後は事件報道のあり方にいっそう意をつくすと同時に、裁判員制度そのもののあり方も注視してゆくつもりです。